

第2期おおきっ子「すこやか」プラン

(大木町次世代育成支援行動計画)

(大木町子ども・子育て支援事業計画)

令和2年3月

大木町

はじめに

人口減少、少子高齢化による家族形態の変化、就労の多様化、地域コミュニティ意識の希薄化など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくなく、子育て支援に関するニーズの多様化も進んでいます。今、国や地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支え合いの仕組みを構築するということが次代の要請、社会の役割となっています。



本町では、平成24年8月に制定されました子ども・子育て関連三法による「大木町子ども・子育て支援事業計画」及び平成26年度に次世代育成支援対策推進法の一部改正による「大木町次世代育成支援行動計画」の2つの計画を包括しました「おおきっ子「すこやか」プラン」(平成27年度からの5年間)を策定し、「笑顔の子育ち・親育ち」みんなで育ちあうまち 大木町」を実現するための施策を総合的に推進してきました。

一方、子育てをめぐる環境は、核家族化の増加や地域のつながりの希薄化により、子育て家庭が助言や支援を得られにくくなり、女性就業率も上昇しており、仕事と子育ての両立を希望する人への支援が求められています。その様な中で、令和元年10月より3から5歳までの全ての子ども及び0から2歳までの住民税非課税世帯の子どもの幼児教育・保育の無償化が開始されました。

「第2期おおきっ子「すこやか」プラン」(令和2年度～令和6年度)は、このような状況を踏まえ、子どもを安心して産み育てることができ、子どもが健やかに育つよう地域全体で支え、応援する環境を進めていくため、前期計画(平成27年度～令和元年度)の継続・見直しを行ない策定しました。

最後になりましたが、この計画の策定にあたりまして貴重なご意見、ご提言をいただきました「大木町こども未来会議」委員の皆様方をはじめ、関係各位、さらに、アンケート調査にご協力いただきました町民の皆様に対し、心からお礼を申し上げます。今後とも、引き続き本町の発展と子ども・子育て支援の推進のため、ご協力をよろしくお願いいたします。

令和2年3月

大木町長 境 公 雄

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の法的根拠と位置づけ	2
3 計画の期間	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況	3
1 統計による大木町の状況	3
2 大木町のこれまでの取り組み	7
3 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果の概要.....	9
第3章 計画の基本的な考え方	17
1 基本理念.....	17
2 基本的な視点	18
3 基本目標.....	19
4 施策体系.....	21
5 ライフステージごとのソフト事業一覧表	22
第4章 計画の内容	24
基本目標1 未来を創る人づくり	24
基本目標2 家庭（親）の育てる力を支援	28
基本目標3 子育て家庭を支援する地域づくり.....	32
基本目標4 子どもと子育て家庭の健康づくり.....	35
基本目標5 特に配慮の必要な子どもと家庭への支援	38
基本目標6 安心して子育てと仕事ができる環境づくり	42
第5章 量の見込みと確保方策	44
1 教育・保育の提供区域の設定	44
2 子育て支援の「給付」と事業の全体像	44
3 計画期間における量の見込みの算出について.....	45
4 教育・保育の量の見込みと確保方策	47
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	50
第6章 計画の推進体制	57
1 計画推進における基本的な考え方.....	57
2 町民、関係機関・団体との連携.....	58
資料編	59
1 町内の保育園、認定こども園等の状況	60
2 町内の小・中学校の状況.....	61
3 大木町こども未来会議条例	62
4 こども未来会議委員.....	64
5 大木町こども未来会議の開催経過.....	65

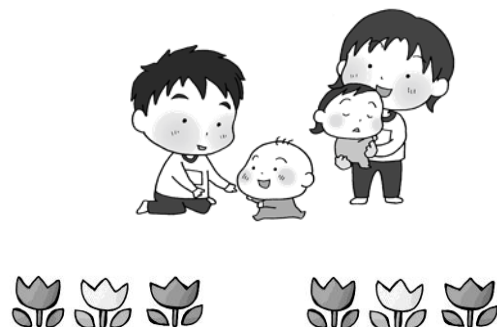
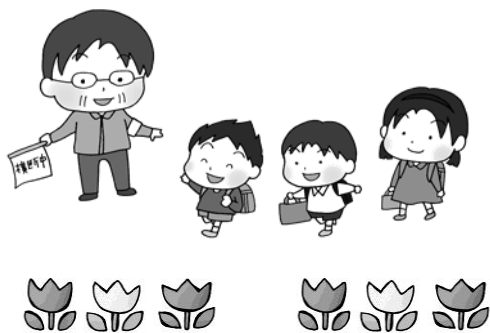
第1章 計画策定の趣旨



♥ 1 計画策定の目的

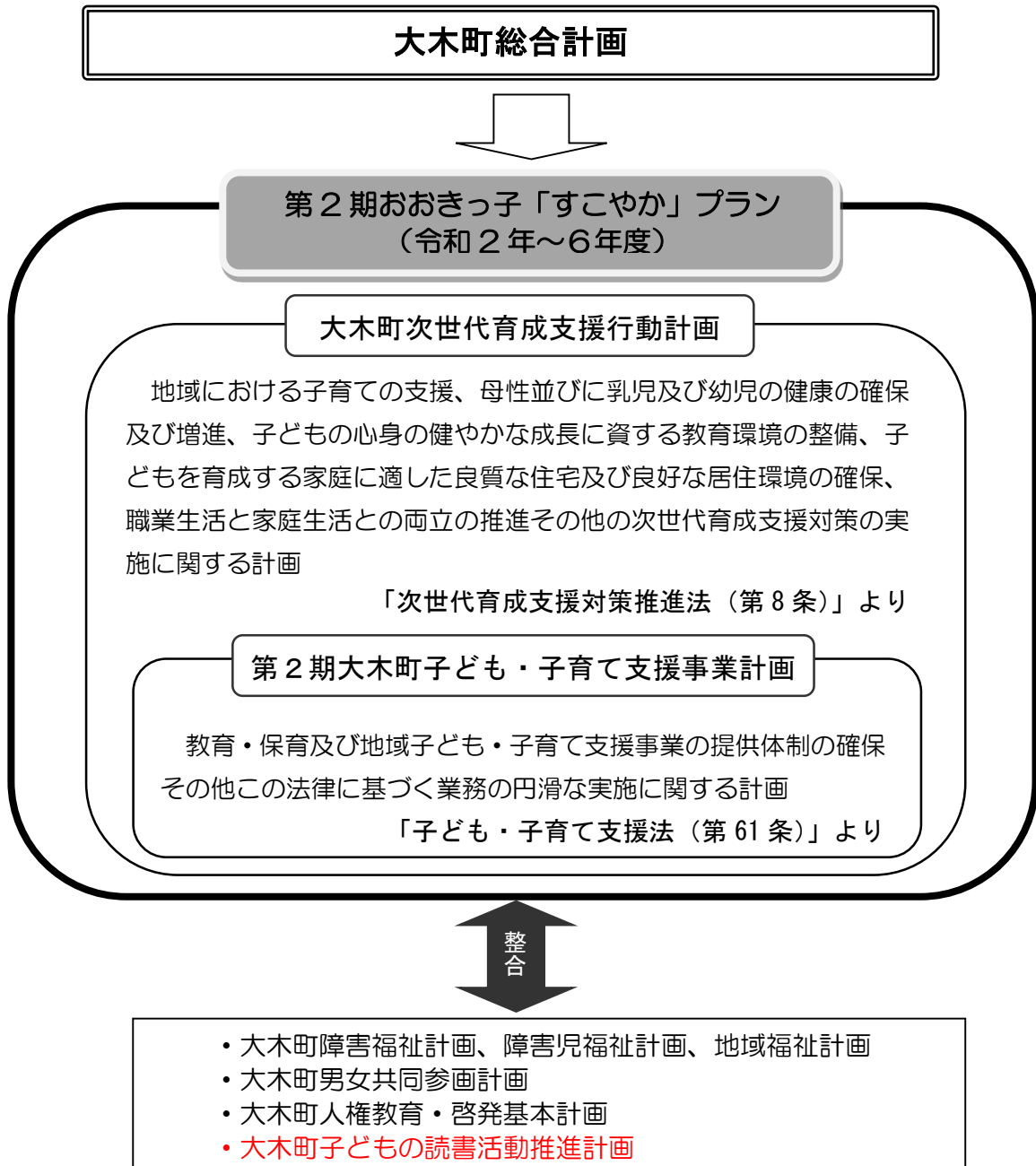
わが国の子ども・子育て支援については、人口減少、少子高齢化による家族形態の変化、就労の多様化、地域コミュニティ意識の希薄化など、家庭や地域の子育てをする力の低下が懸念され、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化しており、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくなく、保育や学童のニーズの多様化も進んでいます。今、国や地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支え合いの仕組みを構築することが時代の要請、社会の役割となっています。

このような状況をふまえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的として本計画を策定するものです。



2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、「大木町総合計画」に即した子育て支援の充実の基本的な計画として、「次世代育成支援対策推進法」第8条に定める「市町村行動計画」と、「子ども・子育て支援法」第61条に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」を一体的に策定したものです。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。また、社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況



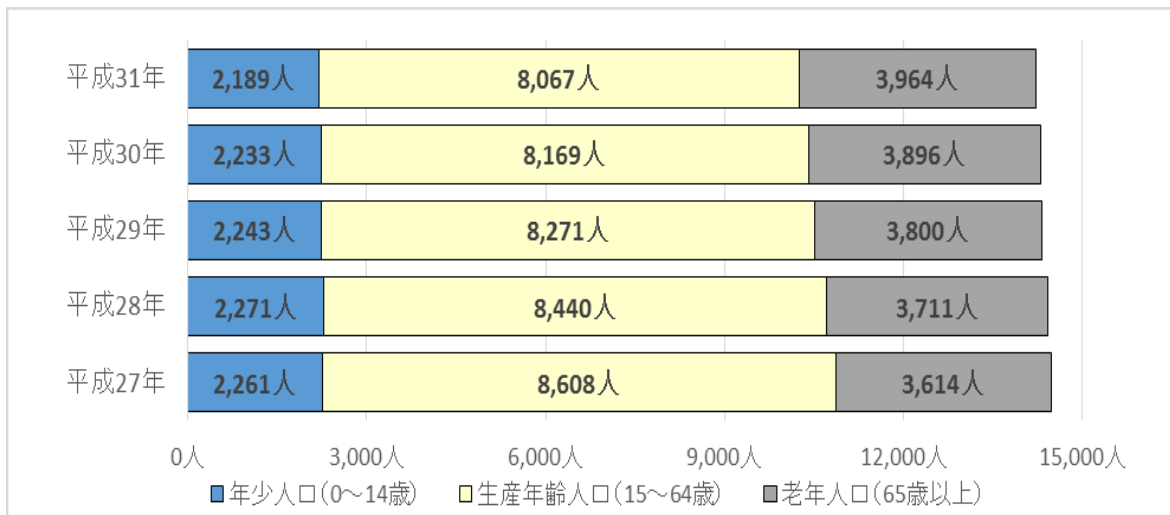
1 統計による大木町の状況

(1)人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

大木町の総人口は、平成27年の14,483人から平成31年の14,220人と約2%の微減の状況となっています。

年齢3区分別人口構成の推移についてみると、年少人口（0～14歳）は同様に約3%の微減で推移しており、平成31年では2,189人となっています。また、生産年齢人口（15～64歳）は、平成27年から平成31年にかけて約6%の減少傾向となっている一方、老年人口（65歳以上）は約10%増加しており、平成31年では3,964人となっています。

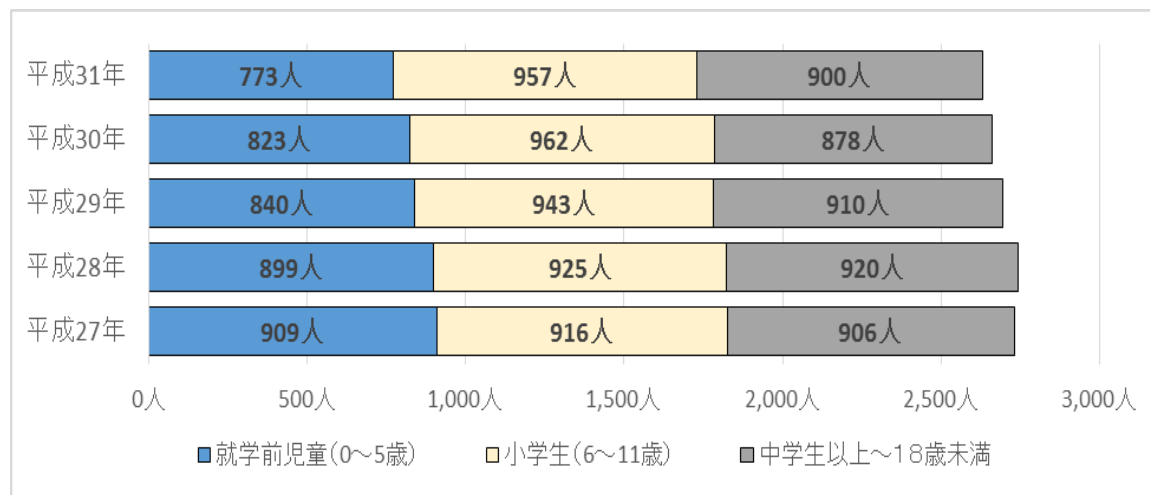


	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総人口	14,483人	14,422人	14,314人	14,298人	14,220人
年少人口(0～14歳)	2,261人	2,271人	2,243人	2,233人	2,189人
生産年齢人口(15～64歳)	8,608人	8,440人	8,271人	8,169人	8,067人
老年人口(65歳以上)	3,614人	3,711人	3,800人	3,896人	3,964人

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 児童人口の推移

児童人口の推移をみると、児童人口は平成29年度から減少傾向にあり、就学前児童が徐々に減少していますが、小学生、中学生以上～18歳未満はそれぞれ、年によって増減はあるものの平成31年度までは概ね横ばいですが、今後減少の可能性が高くなっています。



	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
児童人口計	2,731人	2,744人	2,693人	2,663人	2,630人
就学前児童(0～5歳)	909人	899人	840人	823人	773人
小学生(6～11歳)	916人	925人	943人	962人	957人
中学生以上～18歳未満	906人	920人	910人	878人	900人

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

③ 就学前児童の入所状況

就学前児童の保育園・認定こども園等の入所状況は、以下のとおりとなっています。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
年齢別人口	97人	117人	121人	127人	166人	145人	773人
町内保育園	15人	65人	71人	70人	99人	84人	404人
町外保育所	1人	4人	4人	5人	5人	3人	22人
町内認定こども園	0人	5人	17人	34人	40人	38人	134人
町外認定こども園	2人	7人	9人	13人	19人	18人	68人
町内小規模保育	2人	3人	2人				7人
町外幼稚園				2人	0人	2人	4人
合計	20人	84人	103人	124人	163人	145人	639人
入所率	20.6%	71.8%	85.1%	97.6%	98.2%	100.0%	82.7%

資料：こども未来課（平成31年4月1日時点）

【参考】平成25年4月1日時点

入所率	16.9%	59.0%	76.9%	94.9%	95.0%	99.2%	74.9%
------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

④ 学童保育所の入所状況

学童保育所の入所状況は、以下の通りとなっています。

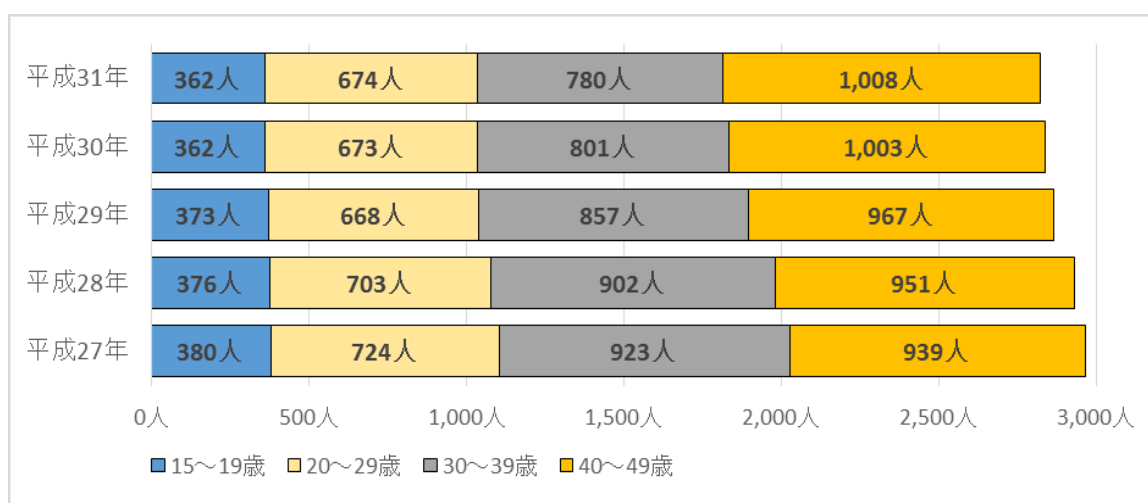
	小学1年	小学2年	小学3年	小学4年	小学5年	小学6年	計
年齢別人口	154人	153人	173人	164人	162人	151人	957人
大溝学童保育所	51人	45人	40人	22人	5人	2人	165人
木佐木学童保育所	42人	18人	24人	6人	1人	0人	91人
大莞学童保育所	13人	21人	12人	4人	1人	0人	51人
合計	106人	84人	76人	32人	7人	2人	307人
入所率	68.8%	54.9%	43.9%	19.5%	4.3%	1.3%	32.1%

資料：こども未来課（令和元年7月1日時点）

(2) 出生の状況

① 15～49歳の女性人口の推移

合計特殊出生率(※1)の算定対象である15～49歳の女性人口は、平成27年から平成31年で142人減少しています。なかでも20歳代女性は50人の減少、30歳代女性は143人減少が顕著となっています。



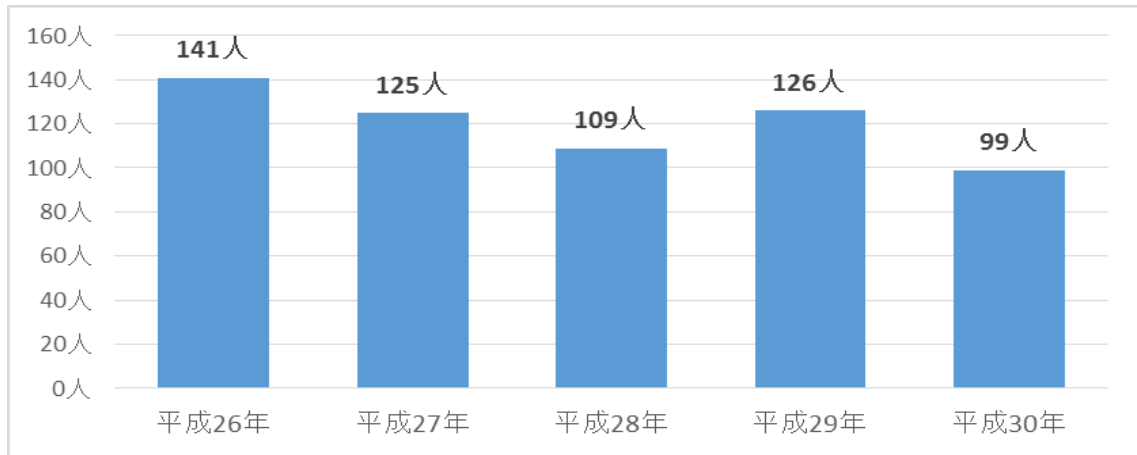
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
15～49歳女性人口計	2,966人	2,932人	2,865人	2,839人	2,824人
15～19歳	380人	376人	373人	362人	362人
20～29歳	724人	703人	668人	673人	674人
30～39歳	923人	902人	857人	801人	780人
40～49歳	939人	951人	967人	1,003人	1,008人

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

※1 「合計特殊出生率」とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の年間合計で計算される。この値は、1人の女性が一生の間に生む子どもの数の目安とされている。

② 出生数の推移

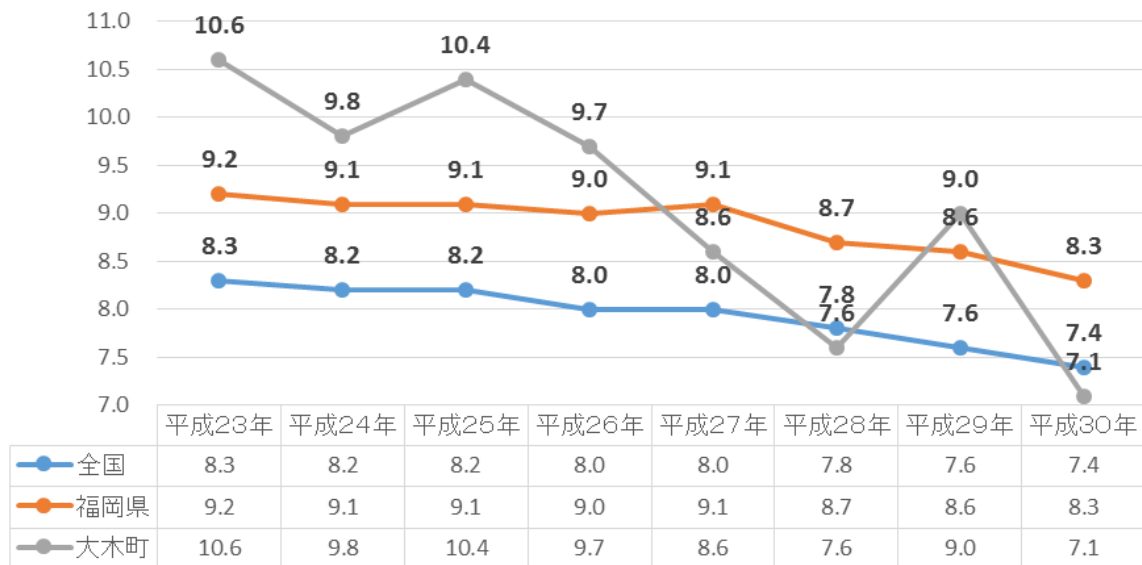
出生数は減少傾向で推移しており、平成30年では99人となっています。



資料：住民基本台帳人口動態

③ 出生率（人口千対）の推移

出生率をみると、大木町は全国、福岡県と比較して高く推移していますが、平成27年は県より下回り、平成29年、平成30年は全国を下回りました。



資料：人口動態調査、人口移動調査

2 大木町のこれまでの取り組み

本町では、「大木町子ども・子育て支援事業計画」を包含した「大木町次世代育成支援行動計画 おおきっ子「すこやか」プラン」（平成27年度～令和元年度）の基本理念である『「笑顔の子育て・親育ち」みんなで育ちあうまち 大木町』の実現を目指すため、6つの基本目標を定め、次世代育成支援に取り組んできました。これまでの取り組みを振り返るとともに、子ども・子育て支援事業計画に向けての課題をまとめました。

基本目標1 未来を創る人づくり

【現状の取り組み】

- (1) 乳幼児期の心を育む教育・保育の提供・・・5事業
- (2) 子育てを支援する教育環境の整備・・・9事業
- (3) 子どもたちの居場所・活動の場の充実・・・10事業
- (4) 子どもに対する相談体制の充実・・・3事業

【課題の整理】

(3)の事業の中で、「総合型地域スポーツクラブ」は、施設が通常子どもの利用ができない。「中学校文化祭」については、合唱コンクールに変わっている。

(4)の事業以外に、福岡県の事業として大木町の「高校生の就学継続のための訪問相談支援事業」が実施されている。

基本目標2 家庭(親)の育てる力を支援

【現状の取り組み】

- (1) 親育ちへの支援・・・5事業
- (2) 保育ニーズに対応した支援サービスの充実・・・10事業
- (3) 子育てに関する相談・情報提供の充実・・・4事業
- (4) 経済的負担の軽減・・・3事業

【課題の整理】

(1)の事業の中で、「マイ保育園登録事業」は地域支援に充てる保育士の確保ができない。一方で、2020年4月からの「子育て世代包括支援センター」の開設によりワンストップ窓口での妊娠期から子育て期までの支援を目指している。

(3)の事業において、2020年4月からの「子育て世代包括支援センター」の開設によりワンストップ窓口での妊娠期から子育て期までの相談・情報提供を目指している。

(4)の事業において、平成27年度より「多子世帯応援カード」、令和元年10月より「お誕生おめでとうポイント」での経済的負担軽減を開始している。

基本目標3 子育て家庭を支援する地域づくり

【現状の取り組み】

- (1) 地域における子育て家庭への支援・・・5事業
- (2) 地域における子育てネットワークの育成・支援・・・2事業

- (3) 地域づくりのための人材育成の推進・・・4事業
- (4) 子どもの安全を確保する活動の推進・・・4事業

【課題の整理】

- (1) の事業の中で、「じいちゃん・ばあちゃんの家」は、ファミリー・サポート・センターの事業の充実を図った後での位置付けだったが、着手の予定がたたない。
- (4) の事業において、未就学児が日常的に集団で移動する経路での滋賀県等の交通事故の発生を受けて、交通安全の確保が課題となっている。

基本目標4 子どもと子育て家庭の健康づくり

【現状の取り組み】

- (1) 切れ目ない妊産婦、乳幼児への保健対策の推進・・・6事業
- (2) 学童期・思春期保健対策の充実・・・3事業
- (3) 食育の推進・・・6事業
- (4) 医療の充実・・・2事業

【課題の整理】

- (1) の事業において、2020年4月からの「子育て世代包括支援センター」開設によりワンストップ窓口でのケアプラン作成、産後ケア事業等切れ目の無い支援を目指している。また、子育て世代包括支援センターの開設に合わせて「産婦健康支援」が課題となる。

基本目標5 特に配慮の必要な子どもと家庭への支援

【現状の取り組み】

- (1) 児童虐待の未然防止と切れ目のない総合的支援・・・6事業
- (2) ひとり親家庭への支援・・・3事業
- (3) 障がいのある子どもと家庭への支援・・・9事業
- (4) 生活困窮家庭への支援・・・2事業

【課題の整理】

- (4) の事業において、令和元年7月より「こどもに対する医療費助成」により中学3年生までの保険診療の自己負担分を無料となるように助成している。
- また、(4) の事業以外に、福岡県の事業として大木町での「子どもの学習支援事業」、「高校生の就学継続のための訪問相談支援事業」、「子ども支援オフィス」、「家計相談支援事業」が実施されている。

基本目標6 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

【現状の取り組み】

- (1) 雇用環境等の整備促進・・・4事業
- (2) 男女が共に担う子育ての推進・・・4事業

【課題の整理】

- (2) の事業において、「父子手帳の交付」は、プレパパ・プレママ学級参加者のみに交付しており、偏りがある。

3 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果の概要

(1) 調査の方法

	就学前児童調査
(1) 調査対象者	町内在住の就学前の児童全数※1
(2) 調査対象者数	515件
(3) 調査方法	郵送・配布
(4) 調査実施期間	平成31年3月25日(月)～4月8日(月)

※1 就学前の子どもを2人以上もつご家庭には、年齢が下の子どもだけに配布しています。

(2) 回収状況

調査名	配布数	回収数	回収率
就学前児童調査	515件	298件	57.9%

(3) 結果概要

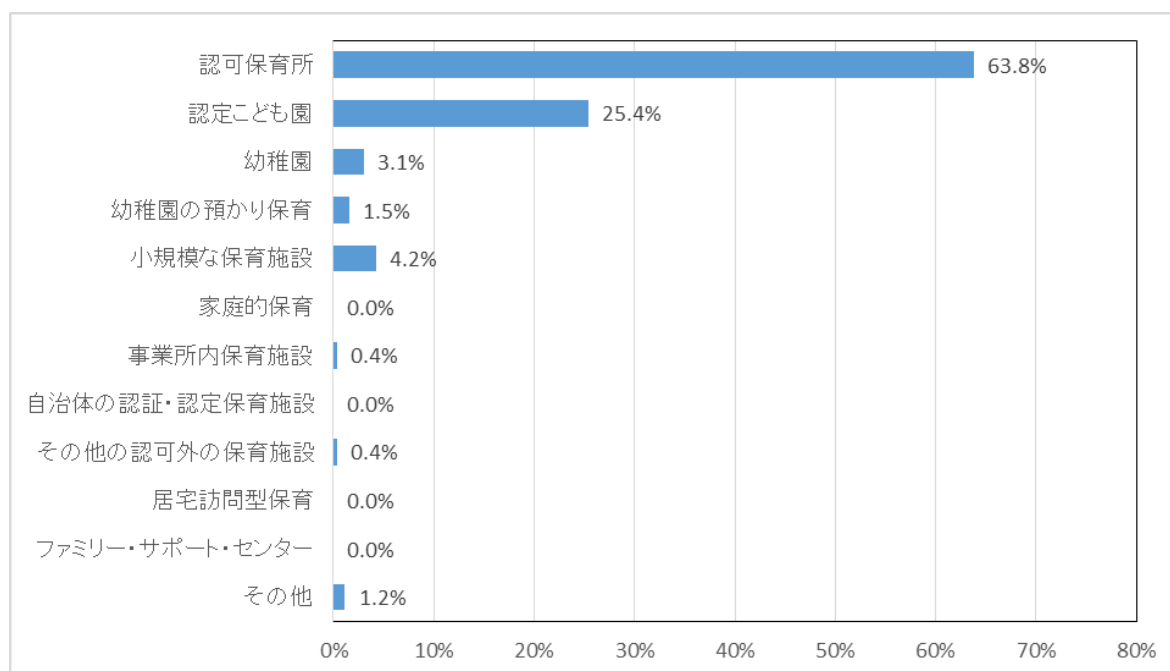
① 保育園や認定こども園等を望むニーズについて

「認可保育所」は現在と今後の希望がほぼ同じ割合であるのに対し、「幼稚園」、「認定こども園」は今後の希望が多くなっています。

■ 現在の平日の教育・保育事業の利用状況と今後の利用希望（就学前児童）

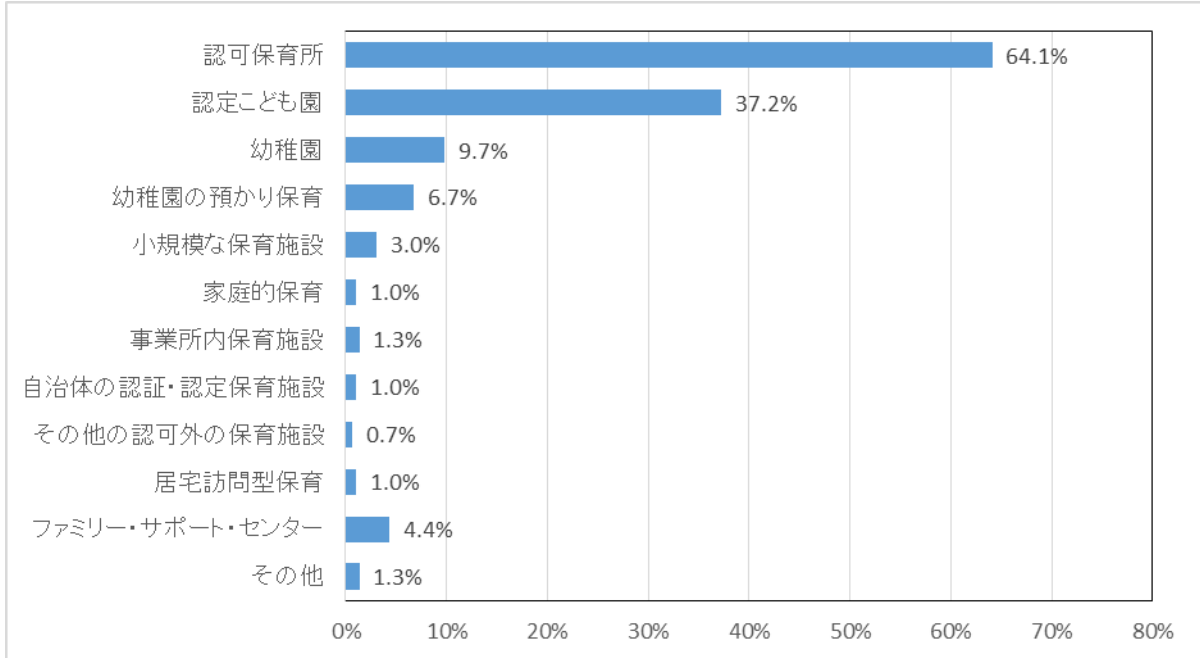
【現在の平日の教育・保育事業の利用状況】

複数回答 全体(N=259)



【今後の平日の教育・保育事業の利用希望】

複数回答 全体(N=298)

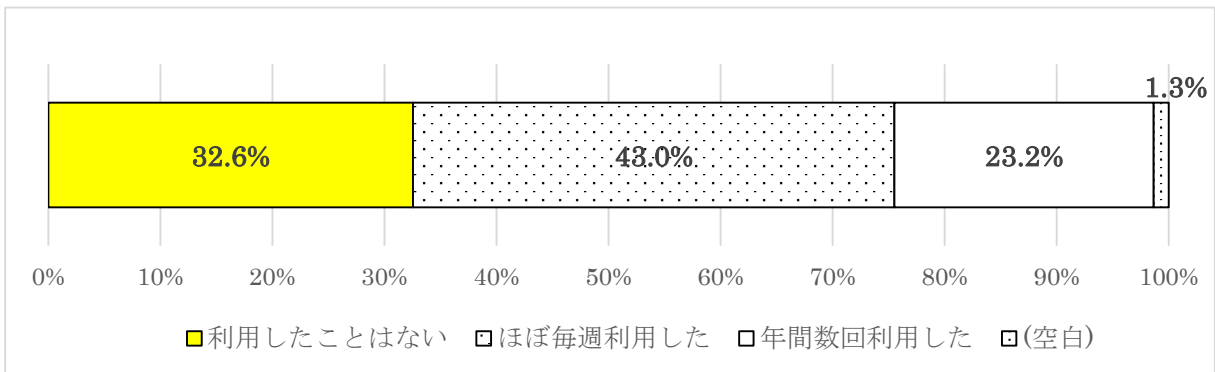


②土日・長期休暇中の定期的な教育・保育の利用意向について

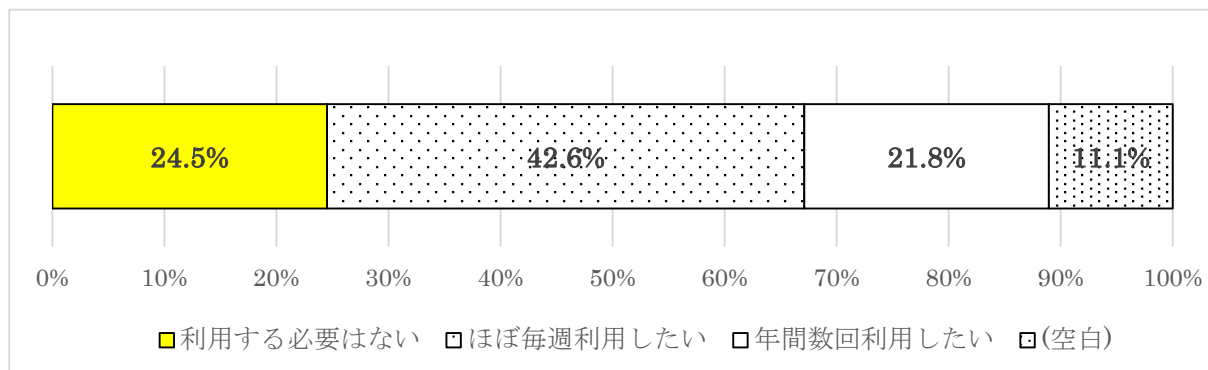
土曜日は日曜日と比較して利用実績と希望が多く、「ほぼ毎週」「年間数回利用」を合わせて6割超の方が「利用した」や「利用したい」と答えています。

■「土曜日」の利用実績と利用希望

【土曜日の利用実績】 単数回答 全体(N=298)

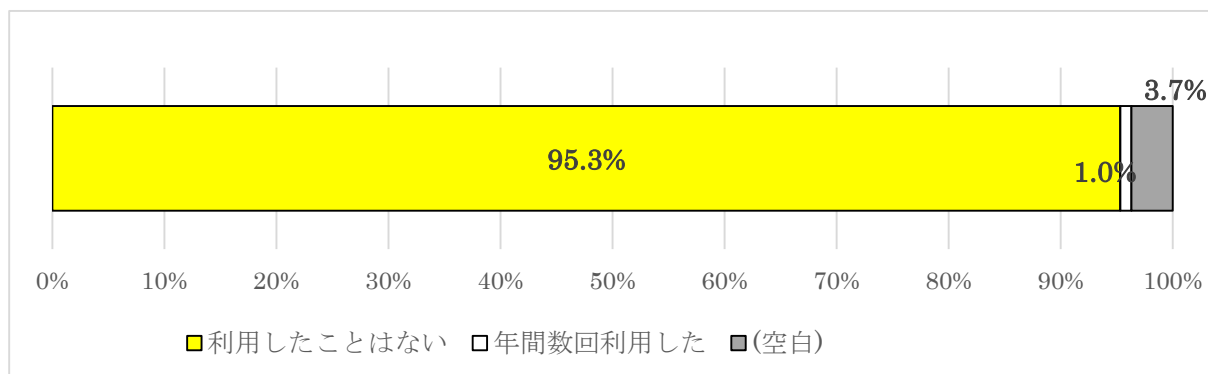


【土曜日の利用希望】 単数回答 全体(N=298)

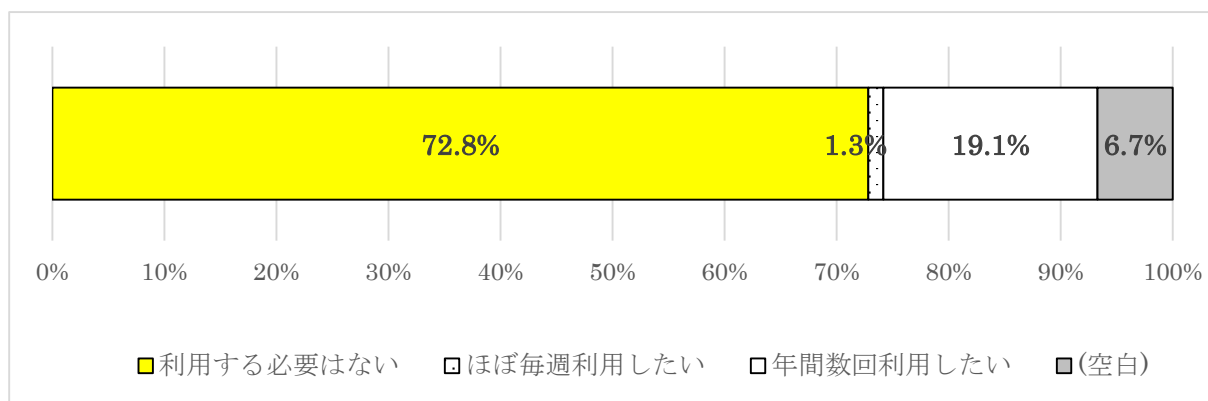


■「日曜日」の利用実績と利用希望

【日曜・祝日の利用実績】 単数回答 全体(N=298)



【日曜・祝日の利用希望】 単数回答 全体(N=298)

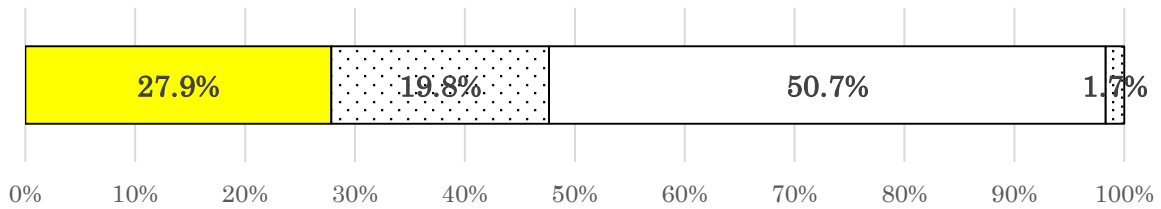


③病児・病後児保育事業の利用意向について

病児・病後児保育事業を「できれば利用したい」「できれば使用したいが、利用できない」を合わせて4割を超えています。

■「病児・病後児保育事業」の利用希望（就学前児童）

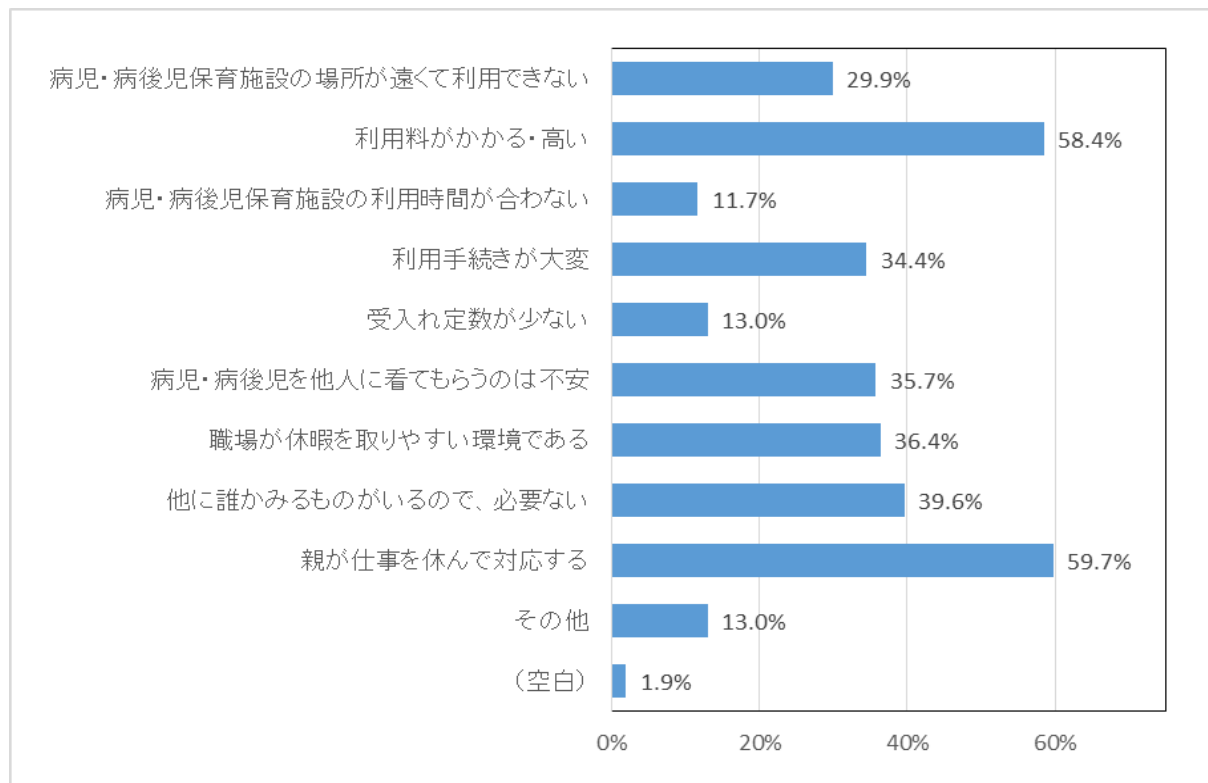
単数回答 全体(N=298)



- できれば病児・病後児保育施設を利用したい
- できれば病児・病後児保育施設を利用したいが、利用できない
- 利用したいとは思わない
- (空白)

■「できれば利用したいが、利用できない」または「利用したいとは思わない」と答えられた方の理由

複数回答 全体(N=154)



④放課後の過ごし方について

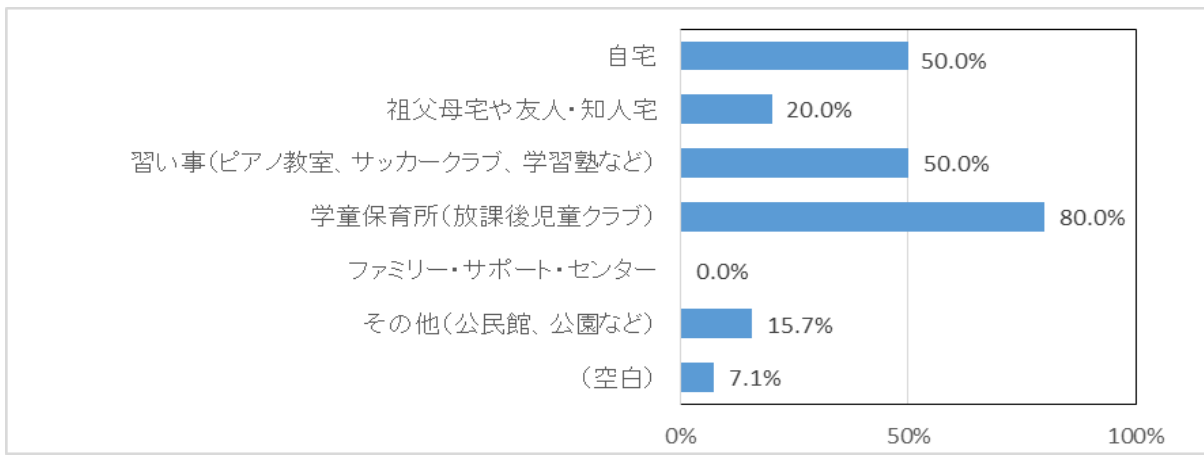
就学前児童が小学生になった時の過ごし方の希望についてみると、「学童保育」が8割と最も高く「自宅」「習い事」と続いています。

また、学童保育所の希望の利用についてみると、「3年生まで」「4年生まで」と続いており、週の利用希望は、「5日」が5割と一番多くなっています。

■放課後をどのような場所で過ごさせたいか（就学前児童年長児のいる保護者）

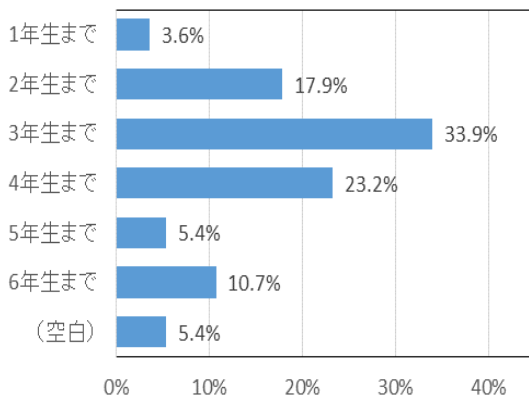
【過ごさせたい場所(就学前児童)】

複数回答 N=70

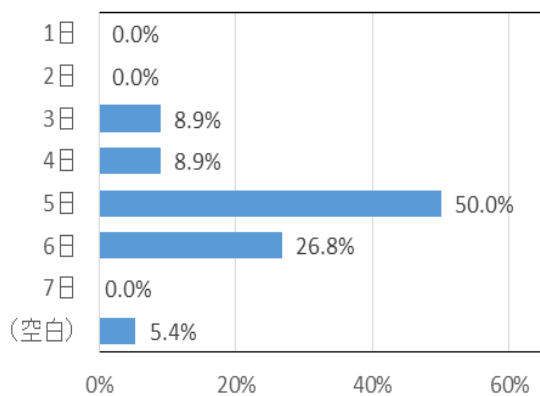


○学童保育所(放課後児童クラブ)

【利用希望学年】（数量回答）N=56



【週当たりの利用希望日数】（数量回答）N=56



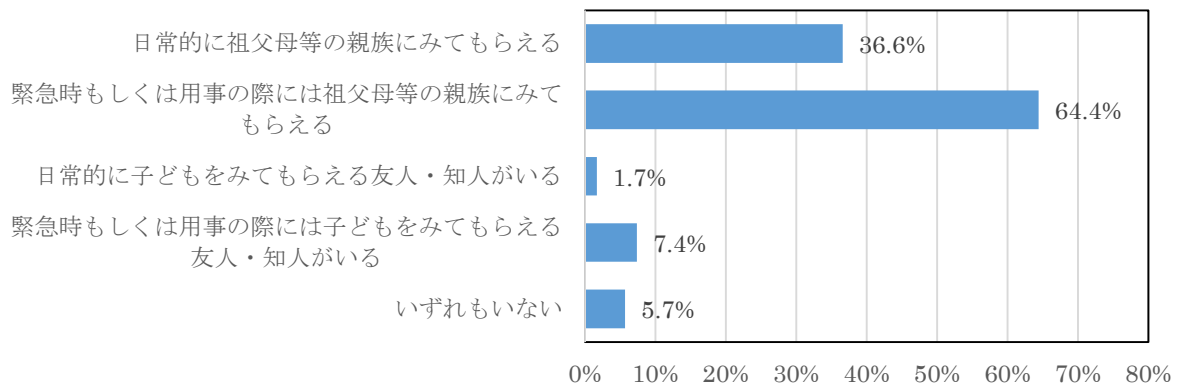
⑤子どもをみてもらえる状況、相談体制について

就学前児童については、多くの方が「日常的」または「緊急時」には子どもをみてもらえると答えている一方、「いずれもない」という回答も少数ではありますがみられます。

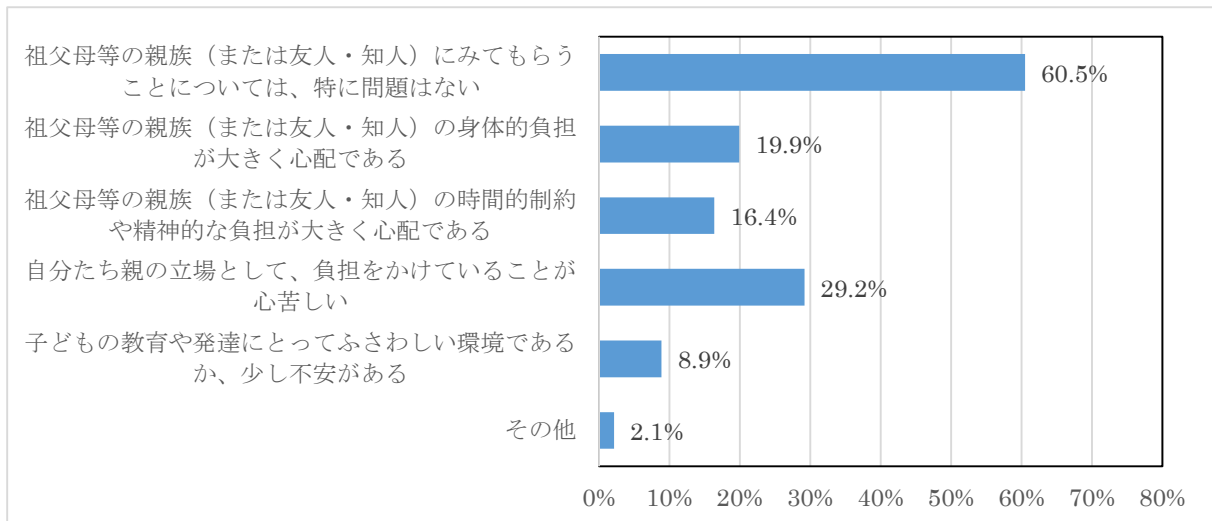
実際にみてもらっている状況については、「特に問題はない」と回答している方が約6割と最も多くなっていますが、「心苦しい」「心配である」と回答している方もみられます。

また、子育てに関して気軽に相談できる人の有無については、9割以上の方が、「相談できる人はいる」と答えている一方、「いない」は3.7%となっています。

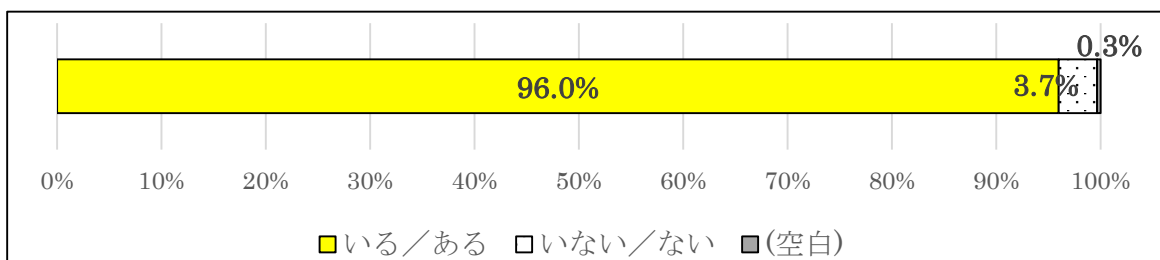
■子どもをみてもらえる親族・知人の有無 複数回答 全体(N=298)



■親族・知人に子どもをみてもらっている状況 複数回答 全体(N=298)



■子育てに関して気軽に相談できる人の有無 複数回答 全体(N=298)



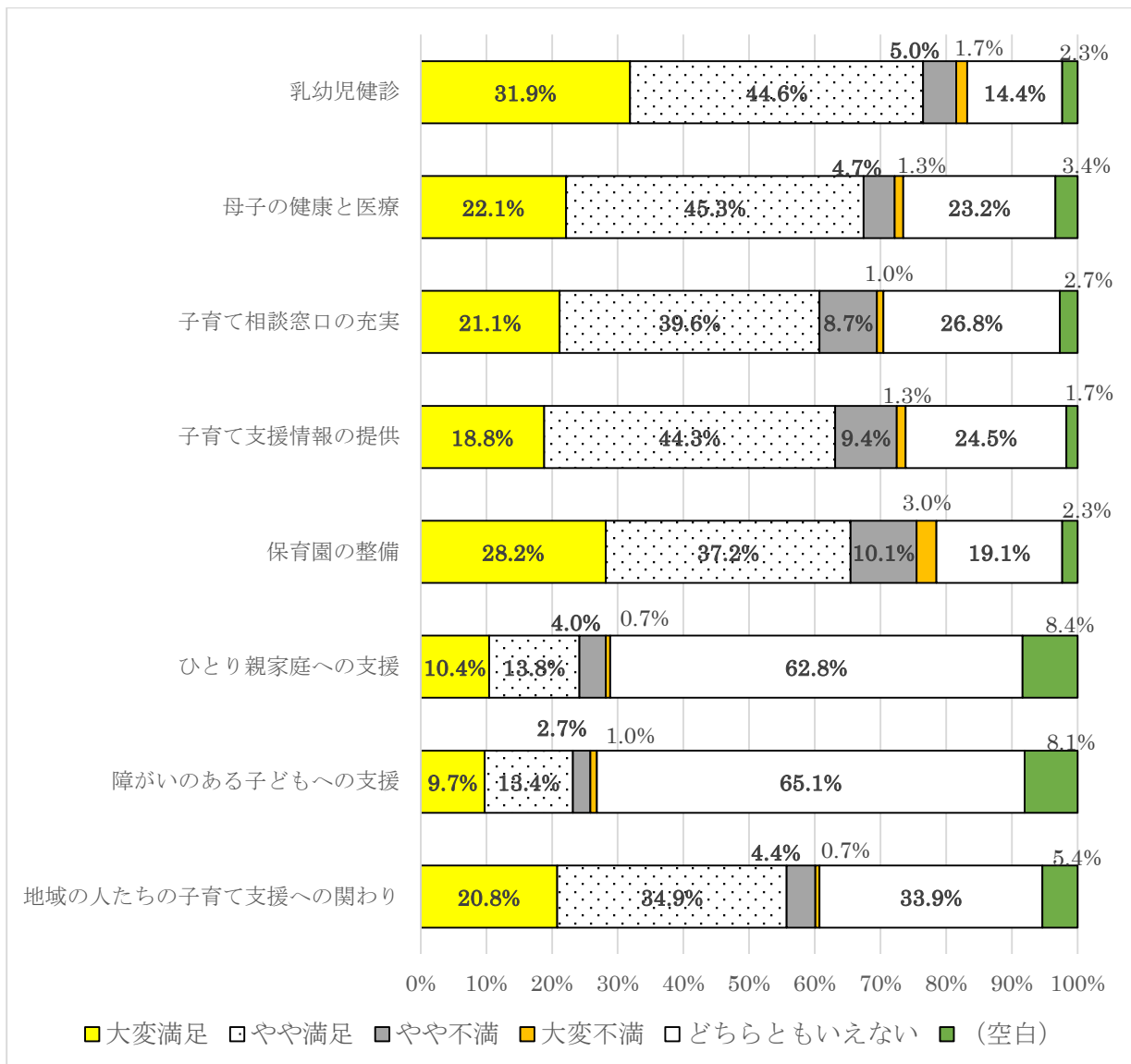
⑥大木町の子育て支援について

大木町の子育て支援について、各分野の満足度をみると、多くの分野で5割以上の方が「大変満足」「やや満足」と答えている反面、「ひとり親家庭への支援」、「障がいのある子どもへの支援」など配慮の必要な家庭や児童に関する支援については「どちらともいえない」が6割以上のため、満足と不満の割合では満足が8割を超えています。

次に、大木町に対してどのような子育て支援の充実を図ってほしいと思っているかについてみると、その中、「子連れでも出かけやすく、楽しめる場所を増やしてほしい」、「子どもが自ら成長できるような体験活動を増やしてほしい」といった子どもの自主性をはぐくむための場の確保に関する支援や、「保育園や幼稚園にかかる出費負担を軽減してほしい」、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」、「多子世帯に対する支援を充実してほしい」といった、医療や経済的な支援の充実を望まれている傾向があります。

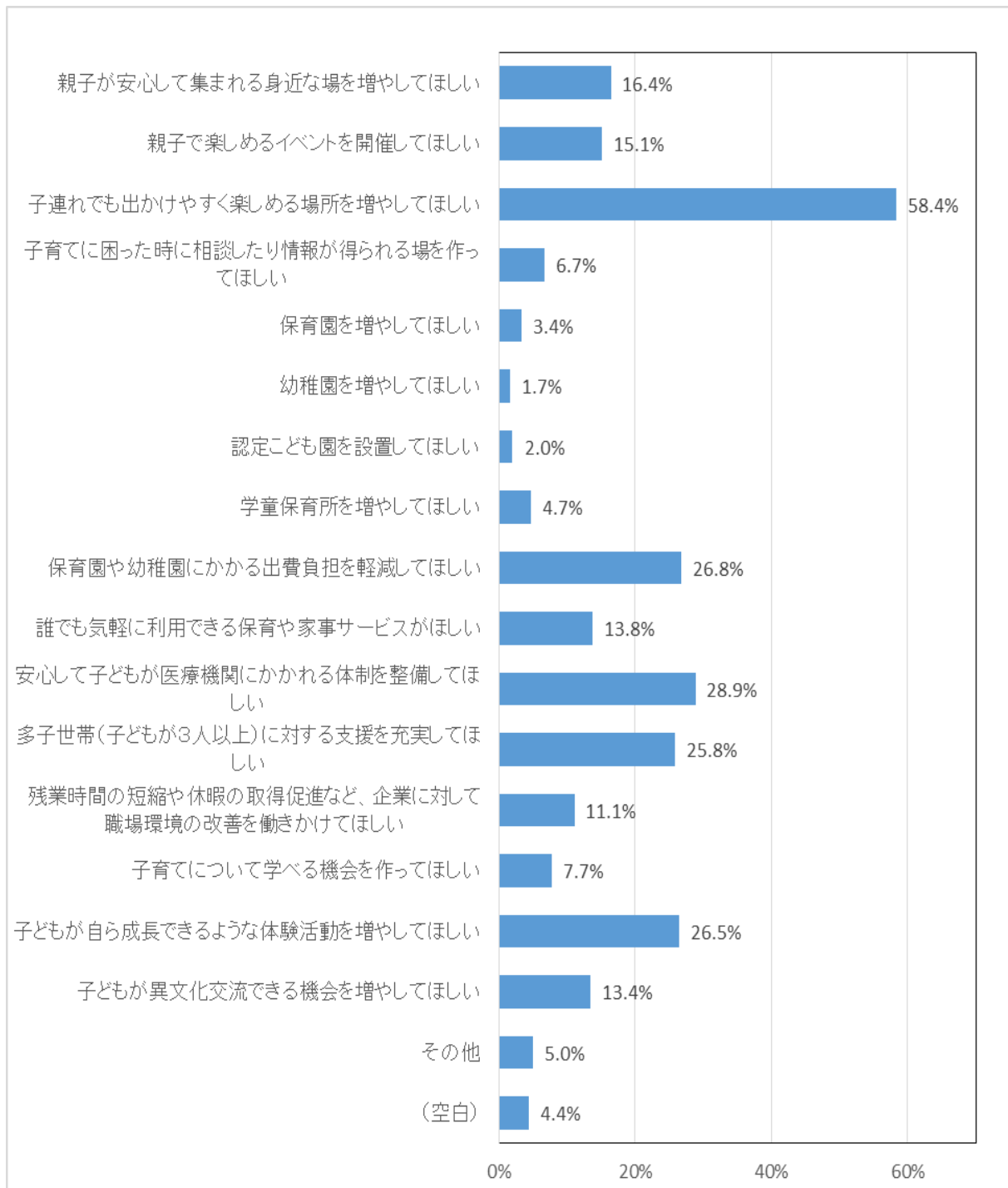
■大木町における各分野についての満足度（就学前児童）

単数回答 全体(N=298)



■大木町に対して、どのような子育て支援の充実を図ってほしいと思っているか（就学前児童）

複数回答 全体(N=298)



第3章 計画の基本的な考え方



♥ 1 基本理念

私たちのまちの未来を輝かせてくれるのは、子どもたちの存在です。

自主性や積極性、そして「ありがとう」や「感謝の気持ちを伝える」ことができる、やさしい心を育むためには、まわりの大人が愛情をもって子どもたちに接しながら親子がともに育っていく環境が大切です。

子どもを育む基本は、親であり家庭です。

大木町では地域の宝である子どもを守り、育てていくために、まちに住む人、関わる人が力を合わせて子育て・子育て支援に取り組みます。そして、その支援を行っていくのは、地域であり、また子育て支援センター、保育園、幼稚園、学校などです。

子どもを取り巻く環境はさまざまですが、どのような状況下でも笑顔があふれる「子育て・親育ち」をまち全体で支え、地域全体が一体となって成長していけるまちを目指すため、以下の理念を掲げます。



「笑顔の子育ち・親育ち」



みんなで育ちあうまち 大木町





2 基本的な視点

1. 子どもの健やかな成長を支える ～子どもの育ちの視点～

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、すべての子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な支援を目指します。

また、人格形成の基礎が培われる乳幼児期の重要性や特性を踏まえるとともに、子ども一人一人が持つ力を自ら発揮することができるよう、大人が子どもに全幅の信頼をおき、その力を引きだしていくという子どもへの共感のまなざしと関わりを大切にしていきます。

2. 子育てを通して親の育ちを支える ～親としての育ちの視点～

子どもと関わり、育てることは、親自身の生き方を豊かにしていくものです。

そうした意識を醸成するためには、妊娠、出産期からの切れ目のない支援や、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供、発達段階に応じた子どもとの関わり方などに関する保護者の学びの支援を行うことが大切です。

だからこそ、子育て支援が親の肩代わりをするのではなく、親自身が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような親育ちの支援と子育て家庭の多様なニーズに対応した子育て支援サービスの提供を推進します。

3. 地域全体で子育て家庭を支える ～地域での支えあいの視点～

子どもは地域の宝であり、未来を創る存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、子どもや保護者の幸せにつながるだけでなく、将来の大木町の担い手を育成する重要な未来への投資です。

そこで、家庭や行政だけではなく、地域、学校、職場など社会におけるあらゆる担い手が、子育て支援や子どもの育成を自らの課題としてとらえ、「自助・共助・公助」の考え方を大切にしていきます。

そして、子どもの笑顔で、親が、地域が元気になるよう、それぞれの役割のもとで協働して子ども自身の育ちや子育て支援を支えあい、育ち合っていける仕組みづくりを推進します。

3 基本目標

基本目標1 未来を創る人づくり

子どもたち一人一人が自分のよさや可能性を大切に、自らの豊かで幸せな生き方を切り拓く力や他者を思いやる心を育むことができるよう、保育・教育に関する施策を推進します。

乳幼児期は、愛着形成及び人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、一人一人の発達に応じたきめ細やかな保育・教育を進めることが必要です。また、子どもの育ちと学びの連続性・一貫性を保障するために、幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続を目指します。

学校教育においては、確かな学力の向上、豊かな心の育成、健やかな体の育成を柱として、信頼される学校づくりを進めます。特に、放課後等の子どもたちの居場所づくりの充実を図るとともに、子ども自身の自ら育つ力を育む取り組みを推進します。

また、悩みや不安を持つ子どもへの相談機能の充実を図ります。

基本目標2 家庭（親）の育てる力を支援

親は、家庭が人間の発達の基礎を育む場として責任があることを自覚することが大切です。子どもの発達過程を知り、段階に応じた関わり方など「親」としてのあり方に関する学習の機会や情報の提供を行うとともに、保育園、認定こども園など関係機関と連携し、親の育児力向上に向けた取り組みを推進します。

また、親自身が安心して子育てを行い、子どもの成長に喜びや生きがいを感じるができるよう、子育て家庭の多様なニーズに応じた子育て支援サービスの提供ができる環境整備を進めます。特に必要なサービスが、必要な家庭と子どもに届き、活用されるよう、地域の子育て支援拠点施設である子育て支援センターを中心に活動を展開します。

基本目標3 子育て家庭を支援する地域づくり

子どもが心豊かに、健やかに、そして他者を思いやる心を持って育っていくためには、まわりのたくさんの大人が、子どもの成長に関わるとともに、いっぱい愛情を注ぐことが大切です。

そのために、身近な地域の様々な世代の人々が子育てや子どもの育ちを応援する環境づくりや、子どもたちが様々な体験を通してたくましく成長できる遊び・学びの機会、地域において安心してのびのびと活動できる場の充実に努めます。

また、子育て支援の裾野を広げるためには人材育成が必要ですので、子育て支援センターを核として、子育てに関心のある人が気軽に子育てに関わることができる大木町ならではの子育て支援ネットワークづくりを進め、子どもの育ちを地域全体で支え、そしてともに育つことのできる地域づくりを進めます。

基本目標4 子どもと子育て家庭の健康づくり

子どもたちが心身ともに健やかに生まれ、育つことができるよう、妊娠期から乳幼児期を通じた継続的な支援の推進と併せ、次代の親である学童期・思春期の保健対策の充実及び医療の体制づくりを推進します。

特に、妊娠や不妊、出産に関する悩みや不安をもつ人が気軽に相談できるよう、相談体制を充実させるとともに、保健師、保育士等の専門職が家庭を訪問し、母と子の健康状態や育児の不安や悩みの相談を受け、必要に応じて家族支援を行う乳児家庭全戸訪問事業の取り組みを推進します。

また、生きていくうえでの基本である「食」を大切にできる食育の推進に取り組みます。

基本目標5 特に配慮の必要な子どもと家庭への支援

家庭における経済的困窮や養育能力の低下、疾病、障がい等の様々な問題を背景に、児童相談所への児童虐待相談・通告受理件数が増加傾向にあります。

本町における児童虐待防止対策として、直接子どもに関わる者の人材育成をはじめ、児童虐待の未然防止から早期発見・重篤化の防止、更には再発予防のために、要保護児童対策地域協議会組織の機能を強化させます。

また、ひとり親家庭や障がいのある子どもなど、特に配慮の必要な子どもや子育て家庭への支援を充実するとともに、そうした子育て家庭の親同士が交流できる機会を確保します。

基本目標6 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

子育てと仕事を両立させることは、未来の社会を豊かに創造することであると理解し、町民、事業所、行政みんなが力を合わせて、「育む」ことに対してやさしい職場環境や地域環境を創り出すことが大切です。

そこで、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図れるような多様な働き方を実現し、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消するための啓発や諸制度の普及等に取り組みます。

また、家庭においては男女が家事・育児をともに担うことができるよう、男性の家事・育児への参加促進に努めます。



4 施策体系

基本理念

基本目標

基本施策

「笑顔の子育ち・親育ち」みんなで育ちあうまち
大木町

基本目標1
未来を創る人づくり

- (1) 乳幼児期の心を育む教育・保育の提供
- (2) 子育てを支援する教育環境の整備
- (3) 子どもたちの居場所・活動の場の充実
- (4) 子どもに対する相談体制の充実

基本目標2
家庭（親）の育てる力を支援

- (1) 親育ちへの支援
- (2) 保育ニーズに対応した支援サービスの充実
- (3) 子育てに関する相談・情報提供の充実
- (4) 経済的負担の軽減

基本目標3
子育て家庭を支援する地域づくり

- (1) 地域における子育て家庭への支援
- (2) 地域における子育てネットワークの育成・支援
- (3) 地域づくりのための人材育成の推進
- (4) 子どもの安全を確保する活動の推進

基本目標4
子どもと子育て家庭の健康づくり

- (1) 切れ目ない妊産婦、乳幼児への保健対策の推進
- (2) 学童期・思春期保健対策の充実
- (3) 食育の推進
- (4) 医療の充実

基本目標5
特に配慮が必要な子どもと家庭への支援

- (1) 児童虐待の未然防止と切れ目のない総合的支援
- (2) ひとり親家庭への支援
- (3) 障がいのある子どもと家庭への支援
- (4) 生活困窮家庭への支援

基本目標6
安心して子育てと仕事ができる環境づくり

- (1) 雇用環境等の整備促進
- (2) 男女が共に担う子育ての推進



5 ライフステージごとのソフト事業一覧表

ライフステージ	妊娠期	乳児期	幼児期
子ども		<p>ブックスタート事業の推進 乳児家庭全戸訪問事業</p>	<p>就学前のフォロー教室 幼児期の食育の推進</p>
		<p>延長保育事業 一時預かり事業（一般型） 病児・病後児保育事業 トワイライトステイ事業 子育て世代包括支援センター 養育支援家庭訪問事業 言語相談及び療育教室（子育て支援センター） 認定こども園・保育園における障がい児保育の充実 就学前から就学後まで切れ目のない支援 乳幼児期の環境教育の推進</p> <p>休日保育事業 一時預かり事業（幼稚園型） ショートステイ事業 子育て支援センター事業 乳幼児健診</p>	
		ファミリー・サポート・センター事業	
		メディアやスマホ、SNS等の安全な使い方	
親	<p>妊産婦訪問事業 妊婦健康支援</p>	<p>子どもに対する医療費助成 小児医療体制の充実 多子世帯応援カード 保育園・認定こども園利用者負担額の軽減（保育料） ファミリー・サポート・センター事業利用助成</p> <p>利用者支援事業 児童手当 お誕生おめでとうポイント</p>	
	<p>プレママパパ教室・日曜ファミリー広場 親育ちサポート事業（いっぽ事業） 産前・産後支援ヘルパー派遣事業 母親の健康診査の充実 妊娠・出産時の栄養食及び離乳食指導の推進</p>		
	<p>母親の健康診査 不妊症対策の推進 DV対策の推進 ひとり親家庭等への子育て支援の充実</p>		<p>母子家庭の母親の就業促進 ひとり親家庭に対する相談体制の充実や情報提供 就労環境整備に向けた意識啓発の促進 育児・介護休暇制度の活用促進</p>
支援者		ファミリー・サポート・センター事業	
		質の高い教育・保育の推進	幼・保、小連絡協議会活動の促進
	<p>子育てサークルの育成と支援 子育て支援ボランティア活動への支援 昔の遊び、伝承事業 子育て支援ボランティアの養成及び活動の場の提供</p>		<p>読み聞かせ活動の推進及び支援 食生活改善推進員の活動支援 食育関係者によるネットワークの構築 子どもを犯罪などの被害から守る活動の推進</p>

小学生	中学生	高校生
妊婦・乳幼児ふれあい体験事業		立ち直り支援事業
<p> 人権教育の推進 「命」を育む教育 環境教育の推進 薬物乱用等防止教育の推進 性感染症予防教育の推進 放課後型日中一時支援事業 就学助成事業 学校における食育の推進 障がい等の児童生徒への特別支援教育の充実 障がいのある児童の子育て支援の取組みの推進 </p>		
<p> 放課後児童健全育成事業（学童保育） 放課後子ども教室 学童保育と放課後子ども教室との連携 スポーツ教室の開催 通学合宿事業 わんぱく体験隊 学童保育所における障がい児保育 の充実 </p>		
<p> いじめ・不登校対策事業の充実 児童生徒によるまちづくりへの参加促進 </p>		
<p> 就学援助事業 子どもの食物アレルギー講座 児童虐待予防研修事業 相談支援体制の強化 障がい児の親支援 障がい者（児）相談支援事業所「おおき」 </p>		
<p> 仕事と子育てなどの両立（ワーク・ライフ・バランス）に関する啓発の促進 男性の家庭への参画を促進 男性保護者の学校行事などへの参加の促進 </p>		
<p> 地域人材活用事業 「ゲストティーチャー制度」 地区公民館、校区コミュニティセンター活用事業 地域住民による校区見守り隊の活動推進 </p>		
<p> 特定事業主行動計画の推進 地域役員等への研修会の実施 </p>		

第4章 計画の内容



基本目標 1 未来を創る人づくり

(1) 乳幼児期の心を育む教育・保育の提供

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であるので、子どもの感性を育む教育・保育の推進と子どもの育ちを支援する者の専門性の質向上を図ります。

また、認定こども園・保育園から小学校入学後の生活や学習が円滑につながるように、小学校との連携を強化します。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業概要	担当課
ブックスタート事業の推進	4か月乳児健診時に赤ちゃんと保護者に、赤ちゃんにおすすめの絵本を渡します。	生涯学習課
乳幼児期の環境教育の推進	自然や環境について考える子どもを育てるために、園や家庭で楽しみながら子どもたちにできるエコ活動の取り組みを推進します。また、各園で環境出前講座を開催し、乳幼児期における環境意識の向上を目指します。	認定こども園 各保育園 環境課
質の高い教育・保育の推進	子どもの感性を育むために、遊びや自然とのふれあい（音、匂い、感触）、生活体験等を大切にされた教育・保育を推進します。 子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供するために、保育教諭等への研修会を継続実施していきます。また、教育・保育の自己評価を行います。	認定こども園 各保育園
保育園の第三者評価事業	保育の質の向上や保護者からの信頼を高めるため、第三者評価機関による審査・評価を受けます。また、評価結果を認可保育園全体のものとして捉えて改善に取り組み、保育の質の向上を図ります。評価結果についても公開します。	公立保育園
幼・保、小連絡協議会活動の促進	幼児の発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育及び小学校教育の連携・充実を図ることで、子どもの発達課題に対して、適切な時期に適切な対応ができるようにします。	学校教育課 認定こども園 各保育園

(2) 子育てを支援する教育環境の整備

児童生徒が個性豊かに、主体的に生きることができるように学校教育の充実に努めます。

また、豊かな心の育成を図るために、人権尊重の精神や生命に対する慈しみ、資源を大切に
する心を具体的な生活の中に活かせるよう、次世代育成の視点も踏まえながら、授業の充実や
様々な体験活動の推進に取り組みます。

次代の担い手である子どもが、自立してたくましく生き抜くことができるよう「生きる力」
の育成、具体的には知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力、学ぶ意欲を育成するととも
に、地域の教育資源を積極的に活用して人権や命、環境を大切にする心を豊かに育む授業の充
実に取り組みます。さらに、学校と保護者や地域の人々が協力し知恵を出し合い、「共に子どもを
育てる」開かれた学校づくりのため、学校運営協議会制度の充実に努めます。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業概要	担当課
人権教育の推進	教育活動全体を通じて、お互いに人間として尊重し合う人権教育に取り組みます。	学校教育課
妊婦・乳幼児 ふれあい体験事業	次代の親となる中学生を対象に、子育て支援センター等において、妊婦や乳幼児とふれあう機会を提供し、命の大切さや育児について学習します。	こども未来課 学校教育課
「命」を育む教育	次代の親を育てるという観点から、学校の協力を得て、例えば児童生徒を対象に「赤ちゃん学校訪問」や助産師による命の教育等を推進し、命の尊さや思いやりの心を育みます。	
環境教育の推進	ごみを資源として利用する大木町の特徴を学び、自然や社会環境を考えたまちづくりをする子どもたちを育てるために、小中学校の授業カリキュラムの中で環境教育を推進します。	環境課
地域人材活用事業 「ゲストティー チャー制度」	幅広い分野での地域の人材を活用して、地域の文化、歴史、農業、防災等自分たちが住むまちについて学習するとともに、元気印の大人の生き方について直接触れる機会を提供します。	学校教育課
多様な指導方法 の充実	学年や教科等の特質に応じて、子どもが学習内容を確実に身につけるために、個別指導やグループ別指導、習熟度に応じた指導、発展的な学習など指導方法を充実させます。	学校教育課
学校運営協議会 制度の充実	学校運営に地域住民や保護者などが参画する学校運営協議会の取り組みを充実します。	学校教育課 生涯学習課
少人数学級の推進	子どもがじっくり学習できるように、常勤講師の配置等により小学校全学年の35人以下学級を推進するとともに、教員の協力的な指導や地域の専門家等と協力した指導など少人数指導を実施します。	学校教育課
小・中学校の計 画的な施設整備 の推進	学習及び生活のための空間を、安全・安心で豊かな施設環境を確保するため、計画的に施設整備の推進を図ります。	学校教育課

(3)子どもたちの居場所・活動の場の充実

子どもが安全・安心に過ごせる場や異年齢の子どもたちが集団で遊ぶ機会の減少、並びに地域の大人たちとの関わりが減りつつある今、放課後や夏休みなどを安全・安心に過ごせる居場所の確保、及びそれを支える地域の仕組みを整備します。

また、自然にふれる機会や様々な世代の人とふれあう機会など多様な交流・体験機会を提供します。

さらに、子ども自身の育つ力を育むために、子どもが企画したイベントをみんなで応援すると共に、子どもたちが町政やまちづくりへ意見の表明を行い、それが実際にまちづくり等に反映できる仕組みづくりを推進します。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業概要	担当課
放課後児童健全育成事業 (学童保育)	保護者が就労等により、放課後に家庭で子どもをみることができない小学校児童に対して、家庭的な雰囲気の中で遊びと生活の場を提供します。	こども未来課
放課後子ども教室	家庭科室、理科室等の学校施設を利用し、地域の人が先生となって、子どもたちに様々な体験・交流・学習活動をさせ、子どもたちの自主性・社会性・創造性を養います。	生涯学習課 こども未来課 学校教育課
学童保育と放課後子ども教室との連携	放課後子ども教室と学童保育事業とを一体的に、又は連携して実施していきます。	
夏休みの居場所づくり事業	子どもの安全・安心な居場所づくりと、心豊かでたくましい子どもを社会全体で育もうと、公共施設を活動の拠点として、地域住民が運営主体となり、遊びや自然体験などの多彩な活動を夏休み期間中に実施します。 放課後子ども教室等の実施に伴う事業の見直しも検討課題とします。	シルバー人材センター
スポーツ教室の開催	小学生を対象に、いろんなスポーツに慣れ親しむために、教室を開催します。	生涯学習課
通学合宿事業	子どもたちに共同生活の機会を与え、自らの手による衣・食・住の生活体験を通して生活技能を体得し、お互いの立場や役割を理解し、協力し合ってより良く生活することができる能力を高めることを目標に実施します。	生涯学習課
わんぱく体験隊	自然体験・昔遊び等を通して、感性豊かな子どもを育てる、わんぱく体験隊を実施します。 *レクリエーション・川遊び・カヌー・トレッキング・オリエンテーリング等。	生涯学習課
児童生徒によるまちづくりへの参加促進	心豊かで、住みよい大木町を目指すためには、まちづくり等への児童生徒の意見を取り入れることが大切です。 例えば児童生徒による模擬議会等を開催したり、町民参画のワークショップ等に、児童生徒が関わられるように促進します。	関係機関

(4)子どもに対する相談体制の充実

子どもが家庭や学校生活、友だち関係などで悩んだり、自分の将来に不安をもったりしたときに、ひとりで悩まず誰かに相談できる体制の充実を図るとともに、もし子どもの人権が脅かされるような事態が生じた際は、児童相談所、法務局、警察等関係機関との連携強化に努めます。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業概要	担当課
スクールカウンセラーの活用促進	小・中学生・保護者を対象に教育や生活等に関する相談を実施し、問題の早期解決を図ります。	学校教育課
「こども相談機関」等の情報提供	子どもに対し、24時間体制での子どもの悩みの電話相談事業を実施している機関等の情報提供を実施します。	学校教育課 こども未来課 税務町民課
立ち直り支援事業	義務教育を終えた児童が、高校生活に馴染めず不登校になったり、中退等した場合の相談や情報提供を行う窓口を設置します。	こども未来課
高校生の就学継続のための訪問相談支援事業（再掲）	生活困窮世帯の高校生が就学を継続できるよう、訪問相談支援を通じて、キャリア意識の育成と就学意識の向上を図ります。	福岡県 保護・援護課

基本目標 2 家庭（親）の育てる力を支援

(1) 親育ちへの支援

親は、妊娠が分かった時から育児が始まったということと、家庭が子どもの発達の基礎を育む場として責任があることをまず自覚することが大切です。

そこで、子どもの発達過程を知り、発達段階に応じた関わり方など「親」としてのあり方に関する学習の機会を提供します。その学習のやり方については、親自身の育児力を上げるような工夫をします。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業概要	担当課
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期までのあらゆる相談を受け付けるワンストップ窓口、ケアプラン作成、産後ケア事業等切れ目の無い支援を行います。	こども未来課 健康課
プレママパパ教室・日曜ファミリー広場	専門職による妊娠・出産・育児についての指導や助言、実習を行います。また、参加者同士の交流を図り、妊娠中からの子育て仲間づくりを目指します。 パパに対し、子どもとの遊び方や関わり方など楽しい体験の機会を作ることで、イクメンを推進します。	健康課 こども未来課
親育ちサポート事業（いっぽ事業）	子育て支援センターにおいて、初めて親になる母親を対象に、育児支援プログラム（親子愛着形成事業）を実施します。	こども未来課
子育てサークルの育成と支援	子育てサークルづくりを支援し、活動の場所提供や、活動を支援する体制づくり、サークルリーダー養成のための研修会などを実施します。	こども未来課
親育ちカフェ事業	子育て家庭や子育て支援を実施している人が、気軽に話し合いをする機会づくりに努め、住民主体の子育て支援活動の充実につなげます。	こども未来課

(2) 保育ニーズに対応した支援サービスの充実

子ども・子育て支援制度に基づく事業への円滑な移行を図るとともに、認可保育園や地域型保育事業の整備など待機児童を発生させない供給体制の確保、保育水準の維持向上に努めます。

また、保護者の生活実態やニーズを踏まえた多様な保育需要に対応し、子どもの育ち、親の育ちを保障するため、公私立保育園の連携を深め役割を明確にしながら、限られた財源を有効に活用した公立保育園の運営を目指すとともに、休日保育、一時預かり事業等の充実に努めます。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業概要	担当課
教育・保育施設の整備	教育・保育に関する「量の見込み」に応じ、教育・保育施設の施設整備を推進します。	こども未来課
地域型保育事業の整備	3歳未満児の保育の受け皿として、教育・保育に関する「量の見込み」に応じ、地域型保育事業を実施できるように推進します。	こども未来課
学童保育所の施設整備	入所児童数に関する「量の見込み」に応じ、学校施設の活用や放課後子ども教室の連携も含めた施設の活用・整備を図ります。	こども未来課
延長保育事業	保育園の開所時間（1日11時間）を超えて、延長保育を実施します。	各保育園
休日保育事業	保護者の就労形態の多様化により、日曜日・祝日等の保育ニーズに対し、町内での受け皿を確保します。	保育園
一時預かり事業（一般型）	保護者の疾病や災害、冠婚葬祭、育児疲れ等により、一時的に保育を必要とする児童に対し、保育園において一時的に保育を実施します。	各保育園
一時預かり事業（幼稚園型）	幼稚園、認定こども園の在園児を対象に、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童の預かり保育を実施します。	認定こども園
病児・病後児保育事業	保育園、幼稚園等に通園している児童で、病気の安定期・回復期にあり、安静の確保に配慮する必要がある児童（小学校低学年児童を含む）に対し、保護者が就労等のやむを得ない理由により家庭で子どもをみるできない場合に病児保育施設で児童を保育します。	こども未来課
ショートステイ事業	保護者が病気や仕事及び育児疲れ等で、児童の養育が一時的に困難になった場合、児童福祉施設において一定期間、児童の養育・保護し支援します。	こども未来課
トワイライトステイ事業	保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合、その他の緊急の場合において、当該児童を実施施設において保護し生活指導・食事の提供等を行います。	こども未来課

(3)子育てに関する相談・情報提供の充実

子育てに関して迷ったり、不安になったりした時に気軽に相談でき、情報や知識を得る場所が身近にあると、保護者にとっては大きな支援となります。

子育て支援センターでは、多様な相談に幅広く対応できる相談体制を充実させるとともに、身近な地域で親子同士が交流し、情報交換のできる場を提供します。

また、子ども・子育て支援制度への移行に伴い、保護者が必要とするサービスを選択し、利用できるように、身近な相談機関である子育て支援センターに利用者支援専門職員（保育コンシェルジュ）を配置します。

子育てに関する情報をきめ細かく届けるために、子育てガイドブック「はっぴーたいむ」を作成するとともに、ホームページやメール配信などSNSの活用で、常に新しい情報を発信します。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業概要	担当課
子育て支援センター事業	多様化する保育ニーズに対応するため、子育てに関する相談・情報及び子育て親子の交流の場の提供、並びに子育てグループの支援や各種サービスの提供など関係機関と連携して、子育て家庭を総合的に支援します。	こども未来課
子育て世代包括支援センター（再掲）	妊娠期から子育て期までのあらゆる相談を受け付けるワンストップ窓口、ケアプラン作成、産後ケア事業等切れ目の無い支援を行います。	こども未来課 健康課
利用者支援事業	子ども・子育て支援の推進にあたって、子育て家庭等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報の提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	こども未来課
子育てマップ・情報誌の作成、発行	公共施設・認定こども園・保育園・幼稚園・公園等の子育て関係施設のマップ、子育て支援の情報を掲載した情報誌を作成し配布します。	こども未来課
子育て応援サイトの充実	子育てに関する各種情報・講座・教室の案内等の情報を広報やホームページで迅速に提供するように努めます。	こども未来課

(4) 経済的負担の軽減

子育て家庭の経済的な負担軽減を図るために、こども医療費助成や保育料の軽減については、引き続き実施します。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業概要	担当課
こどもに対する医療費助成	令和元年7月より子どもが病気をしたときに必要な医療が受けられるように、中学3年生まで保険診療の自己負担分を無料となるように助成しました。	こども未来課
保育園・認定こども園利用者負担額の軽減（保育料）	令和元年10月より幼児教育・保育の無償化となりましたが、その対象外の子どもの特定教育・保育施設の保育料については、保護者の負担軽減のために、引き続き保育料を軽減します。	こども未来課
児童手当	国制度に基づきながら、次代の社会を担う子ども一人一人の育ちを社会全体で応援する観点から、中学校終了前までの児童を養育している人を対象に支給します。	こども未来課
多子世帯応援カード	18歳未満の第3子以上の子を持つ世帯（多子世帯）に対し多子世帯応援カードを配布し、アクアス入館料減額、環のめぐみ・環のかおりの特別価格での販売、子育て支援センターでの託児、紙おむつ指定袋配布等のサービス提供による経済負担を軽減します。	こども未来課 産業振興課 環境課
お誕生おめでとうポイント	大木町の未来を担う子どもの出生を祝福し、心身ともに健やかな成長を願い、大木町の地域ポイントを付与します。	こども未来課 産業振興課

基本目標3 子育て家庭を支援する地域づくり

(1)地域における子育て家庭への支援

子どもは地域の宝であり、まわりの大人を笑顔に、元気にしてくれる存在でもあります。その大切な子どもが健やかに、心やさしく成長するには、まわりの大人が愛情をもって子どもたちに接するとともに、子育て家庭を温かく見守ることが大事です。

そこで、子育て、親育ちを支援するために、地域に住む人、子育て支援に関心のある人が気軽に関わられるような校区コミュニティセンター事業やファミリー・サポート・センター事業など、小さい町らしい活動の仕組みづくりを検討します。

子育て支援センターをはじめ、認定こども園、保育園等は、地域に根ざした子育て支援施設として、子育てに対する情報や交流の場などを提供します。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業概要	担当課
子育て支援センター事業 (再掲)	多様化する保育ニーズに対応するため、子育てに関する相談・情報及び子育て親子の交流の場の提供、並びに子育てグループの支援や各種サービスの提供など関係機関と連携して、子育て家庭を総合的に支援します。	こども未来課
認定こども園・保育園における地域子育て支援活動	在園児及び地域の未就園児の保護者に対して、子育てに関する相談や情報の提供、保護者同士の交流の機会の提供、未就園児の体験入園などを実施して、地域の子育てを支援します。	認定こども園 各保育園
地区公民館、校区コミュニティセンター活用事業	地域住民による地域の祭りや行事等に、地域の子どもたちが積極的に参画できるように、公民館等の活用を図ります。	地域住民 関係課
ファミリー・サポート・センター事業	育児援助を行いたい人と受けたい人を会員として組織し、地域において会員同士の育児に関する相互援助活動を支援します。現在は久留米広域事業として取り組んでいますが、将来は拠点を本町内に置きます。 利用費用の一部助成を行い、保護者の負担軽減を図ります。	こども未来課

(2) 地域における子育てネットワークの育成・支援

「子育て・親育ち」を支えたいという同じ目的を持って活動する個人や団体、関係各機関が情報提供だけにとどまらず、横断的なネットワークを築くことで、より充実した子育て支援、環境づくりに取り組みます。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業概要	担当課
子育て支援センターネットワーク事業	子育て支援センター事業運営に利用者及び支援者の視点を入れながら、子育て支援拠点施設としての役割を果たします。	こども未来課
子育て支援センターと認定こども園・保育園との連携	子育て支援センター職員が、認定こども園、保育園へ巡回訪問し、情報交換などの交流で連携を深めます。	こども未来課

(3) 地域づくりのための人材育成の推進

「子どもに関わりたい、子育てを支援したい」と想いのある人の、その想いを形に、行動にもっていきけるような養成講座や活動の場の提供を積極的に実施します。

また、特色のある地域の団体やボランティアの活動を支援するとともに、その助けを得て協働による事業にも取り組みます。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業概要	担当課
子育て支援ボランティアの養成及び活動の場の提供	子育てボランティアの人材育成のため、サポーター養成講座等を実施し、人材育成の推進に努めます。 また、養成講座を終了した人に対して、活動の場の情報提供等を行います。	こども未来課
子育て支援ボランティア活動への支援	子育て支援ボランティア団体、NPO法人等に対し、活動推進のための人的、財源的支援を行います。	こども未来課
昔の遊び、伝承事業	子どもたちに、昔の遊びや伝統行事等を教える指導者の育成をシルバー人材センターと連携して実施するとともに、活動の場を積極的につくります。	シルバー人材センター こども未来課
読み聞かせ活動の推進及び支援	読み聞かせボランティアの養成を図るとともに、その活動を支援します。	生涯学習課

(4) 子どもの安全を確保する活動の推進

子どもを交通事故や犯罪等から守るため、学校と地域が連携しながら、子ども見守り隊の活動を促進します。

また、子どもたちの通学路となる道路や防犯等の整備を計画的に推進します。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業概要	担当課
地域住民による校区見守り隊の活動推進	各校区の子ども見守り隊の活動を推進するため、活動に必要な物資の支給・貸与を行います。また、会員の増大を図るための啓発広報などの支援を行います。	総務課 学校教育課
子どもを犯罪などの被害から守る活動の推進	防犯及び暴力団対策の推進組織となる「大木町安全安心まちづくり推進協議会」を中心に、行政・企業・住民が役割分担のもと連携した推進大会やパトロールなどの啓発活動を推進します。	総務課
	子どもを犯罪などの被害から守るため、学校と地域が連携して活動を推進します。登下校の携帯配信メールを保護者へ送信します。校区見守り隊の活動を推進します。	学校教育課
「子ども 110 番の家」など緊急避難場所設置の推進	子どもを犯罪などの被害から守るため、地域住民の協力を得て、緊急避難場所設置の推進を図ります。	学校教育課
安全・安心な通学路の確保	小中学校の通学路の安全確保を図るために、毎年通学路の安全点検を行い、関係機関（学校関係者、警察、道路管理者）で構成した「大木町通学路安全推進会議」において、安全対策の改善、充実を行います。	建設水道課 学校教育課
未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保	未就学児が、散歩やマラソンなど日常的に集団で移動する経路の安全確保を図るため、各保育施設から挙げられた経路について、道路管理者及び警察等と協力して安全対策の改善、充実を図ります。	こども未来課 建設水道課



基本目標 4 子どもと子育て家庭の健康づくり

(1)切れ目ない妊産婦、乳幼児への保健対策の推進

母子の健康を一貫して確保するためには、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じた継続的な関わりが求められます。

母親が妊娠期や出産後を安心して快適に過ごし、主体的に子育てに関わることができるよう、ハイリスクの妊婦だけではなくすべての産婦及び乳児のいる家庭を訪問し、健康への助言や指導、情報提供を引き続き行います。

また、乳幼児健診については、国の標準的な対象時期である4か月、10か月、1歳6か月、3歳に加え、2歳児も対象とし、きめの細かい体制をとっており、今後もこれらの事業の充実を図ります。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業概要	担当課
子育て世代包括支援センター（再掲）	妊娠期から子育て期までのあらゆる相談を受け付けるワンストップ窓口、ケアプラン作成、産後ケア事業等切れ目の無い支援を行います。	こども未来課 健康課
子育て支援センター事業（再掲）	多様化する保育ニーズに対応するため、子育てに関する相談・情報及び子育て親子の交流の場の提供、並びに子育てグループの支援や各種サービスの提供など関係機関と連携して、子育て家庭を総合的に支援します。	こども未来課
乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業）	保健師・保育士等が生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供並びに支援の必要な家庭に対する助言及びサービス提供を行うことにより、子育ての孤立化を防ぎ、地域の中で子どもが健やかに育てできる環境の整備を図ります。また、産婦・乳児に関する保健指導や異常の早期発見に努めます。	健康課 こども未来課
乳幼児健診	乳幼児が心身ともに健やかに発育・発達でき、保護者が自信と自主性をもって育児に臨むことができるよう、乳児（4・10か月児）健診・1歳6か月児健診・2歳児健診・3歳児健診を行います。	健康課
妊産婦訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業と併せて全産婦及びハイリスクの妊婦に対し、個別訪問により早期に関わることで、妊娠や出産、育児等に関する必要な知識の普及を図り、母親としての自覚を促します。また、自らの健康及び家族の健康にも関心が持てるよう促します。	健康課
妊婦健康支援	妊婦健康診査 妊娠中の異常を早期に発見、母体の健康保持増進を図ることで、安心、安全に出産でき、また健康診査受診者の経済的負担が軽減されることを目的に健康診査を実施します。	健康課
産婦健康支援	産婦健康診査 出産後間もない時期のお母さんのからだところの健康状態を確認するため、産後2週間及び産後1か月の産婦健康診査を公費負担により実施します。	健康課

事業名	事業概要	担当課
産前・産後支援ヘルパー派遣事業	産前(概ね2か月)及び出産後間もない時期(概ね6か月)の母親が体調不良等のため家事や育児を行うことが困難で、家族の援助を受けることができない場合に、ヘルパーを派遣して家事や育児のサービスを提供します。	社会福祉協議会 こども未来課
母親の健康診査の充実	母親の健康確保のため、女性特有のがん検診(乳がん、子宮がん検診)を行います。	健康課

(2)学童期・思春期保健対策の充実

次代の親となる思春期の子どもたちが心身ともに健康に育つよう、保健対策の充実に努めます。

また、電子メディアの発達により、その悪影響が乳幼児まで浸透してきているので、児童生徒だけでなく、保護者に対しても電子メディアの正しい使い方について、啓発を推進します。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業概要	担当課
性感染症予防教育の推進	性に関する健全な情報が持てるよう、性や性感染予防に関する正しい知識の普及を図ります。	学校教育課
薬物乱用等防止教育の推進	喫煙や薬物等に手を出さないよう、喫煙や薬物等が体に及ぼす様々な影響について学習の機会や情報提供を進めます。	学校教育課
メディアやスマホ、SNS等の安全な使い方	電子メディアの長時間利用による生活の乱れや、インターネット・スマホ等によるいじめなどの人権侵害や犯罪等も増えてきています。そこで、電子メディアの安全な使い方について、児童生徒をはじめ、保護者に対しても啓発を推進します。 また、電子メディアが乳幼児にまで浸透してきており、その乳幼児に与える悪影響について、保護者への啓発推進に努めます。	学校教育課 生涯学習課 健康課 こども未来課

(3)食育の推進

乳幼児期から青少年期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、食事づくり等の体験活動や子ども参加型の取り組みを推進します。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業概要	担当課
妊娠・出産時の栄養食及び離乳食指導の推進	らくらく離乳食教室 離乳食は人間が生きるために生涯を通して行う食事の大切な第一歩です。調理実習などを通して離乳食の基本について学べるようにします。	健康課 こども未来課

事業名	事業概要	担当課
幼児期における食育の推進	幼児期は基本的な生活習慣を身につける大切な時期ですので、望ましい食習慣について、保護者に普及啓発し、子どもの個々の発達に応じた「食べる力」を育むため、親子料理教室や健康教室等を行います。	こども未来課
	毎日の給食を、楽しい雰囲気の中で、おいしく食べることを大切に、安心・安全な旬の食材をつかった食育を実施します。特に乳児についての個別の配慮、またアレルギー対策等を行います。	各保育施設
学校における食育の推進	夏休み等に、児童または親子を対象に、料理教室を実施します。	学校教育課
	子ども自らが作る「弁当の日」の実践活動により、食に対する知識を得たり、料理への関心を持つとともに、食べ物や親に対して感謝の気持ちを持つことができるようにします。	
子どもの食物アレルギー講座	子どもの食物アレルギーについて、正しい情報や知識を提供し、不安や悩みが軽減できるよう支援します。	健康課 こども未来課 学校教育課
食生活改善推進員の活動支援	食生活習慣は家庭が基本となるので、在宅栄養士や食生活改善推進員等の活動を支援することで、正しい食生活を地域全体に広げます。	健康課
食育関係者によるネットワークの構築	食育に関わる者や地域で活動する管理栄養士等がネットワークをつくり、各々の活動の情報交換や連携することで、乳幼児から青少年期までの子どもの健康を推進します。	関係機関

(4)医療の充実

子どもの急な発病に対応できるよう、小児救急医療について関係機関と連携を図ります。

また、不妊治療を希望しているにもかかわらず、経済的負担を感じている夫婦に対し、費用の一部を助成することにより、不妊治療を受けやすくし、もって不妊の悩みに対する支援とします。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業概要	担当課
小児医療体制の充実	久留米広域市町村圏事務組合において、子どもの急病時に安心できるよう、関係団体及び各医療機関と連携を強化し、夜間における小児救急医療体制の充実・確保に取り組みます。	健康課
不妊症対策の推進	特定不妊治療費助成 治療を受ける者の経済的負担の軽減を図るため、費用の一部を助成します。	健康課



基本目標 5 特に配慮の必要な子どもと家庭への支援

(1) 児童虐待の未然防止と切れ目のない総合的支援

児童虐待の防止については、まず妊産婦訪問事業や乳幼児健診等で、育児能力や育児環境が十分でない親、及び産後うつ状態になりやすい親等への早期支援で、児童虐待を未然に防ぎます。

また、「要保護児童対策地域協議会」など関係機関によるネットワークを通じて、発生予防から早期発見、早期対応、保護、支援、アフターケアにいたるまで、切れ目のない総合的支援に努めるとともに、要保護児童家庭への的確な対応ができるように、専門職員の配置を目指します。

DVの防止については、警察や専門機関と連携を密にし、DVの防止と被害者支援を推進します。

■一般事業

事業名	事業概要	担当課
養育支援家庭訪問事業	保健師、保育士等が家庭訪問をし、個々の問題・ニーズ・課題を把握し育児の悩みや問題を早期に解決し、安定して育児ができるように支援します。	健康課 こども未来課
相談支援体制の強化	相談員等の個々の職員の資質向上を図るために、研修等を実施するとともに、専門知識を持った職員の配置を目指します。	こども未来課
児童虐待予防研修事業	児童を虐待から守り保護者への意識の徹底を図るため、「CAP」による虐待予防、防止のための研修会を今後は対象者を拡大し、充実を図ります。	こども未来課 学校教育課
いじめ・不登校対策事業の充実	教育相談ネットワークにより、各関係機関の交流や情報交換の機会をつくり、いじめ・不登校対策事業の充実を図ります。	学校教育課
要保護児童対策地域協議会の運営	児童虐待の予防や早期発見・早期対応及び適切な対応を行うために、関係機関と連携し、情報の共有及び対策等について検討を行います。	こども未来課
DV 対策の推進	「おおき女性ホットライン」では、夫やパートナーからの暴力、夫婦・家族・子育てのことなど女性からの様々な相談を受け、必要に応じ面接相談も行います。	企画課 こども未来課

(2)ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や県と連携しながら、就業に向けた能力開発や技術取得の支援を推進します。また、子育てと仕事を両立させることができるように、保育園や学童保育所の利用に際しての配慮を行うとともに、相談体制の充実や情報提供に努めます。

■一般事業

事業名	事業概要	担当課
ひとり親家庭等への子育て支援の充実	児童扶養手当及びひとり親家庭等医療制度の周知のために広報を行います。	こども未来課
母子家庭の母親の就業促進	福岡県母子家庭等就業・自立支援センター等が行う事業の広報を行います。	こども未来課
ひとり親家庭に対する相談体制の充実や情報提供	福岡県母子家庭等就業・自立支援センター等が行う事業の広報を行います。	こども未来課

(3)障がいのある子どもと家庭への支援

障がいまたはその疑いのある乳幼児に対し、早期相談・早期療育が可能となるように、関係機関と連携しながら、子育て支援センターでの言語相談を中心として発達支援を行うとともに、認定こども園や保育園における教育・保育を支援します。

また、障がいや特別な支援の必要がある児童生徒に対しては、個々の発達の状況に応じたサポート体制を充実させ、学校での生活を支援します。

障がいのある子どもが、地域の中で生活できるように、地域の人たちと交流できるような居場所づくりを応援するとともに、障がい児の親同士が交流できる機会を確保します。

■一般事業

事業名	事業概要	担当課
言語相談及び療育教室（子育て支援センター）	障がいの早期発見、早期療育ができるように、言語相談を実施するとともに、必要に応じて集団療育を実施します。	こども未来課
認定こども園・保育園及び学童保育所における障がい児保育の充実	関係機関と連携しながら、障がい児保育を実施しているが、保護者への支援をさらに推進します。	こども未来課
就学前のフォロー教室（年中児の親子対象）	発達障がいの早期発見、早期支援を目的に、専門職員が保育園等を訪問し、保育士や保護者からの相談を受けるとともに、保護者の不安感を和らげる取り組みを行います。	こども未来課 健康課

事業名	事業概要	担当課
就学前から就学後まで切れ目のない支援	障がいや特別な支援の必要な児童が、小学校に入学しても困らないように、関係機関の情報を共有し、小学校生活に活かします。	学校教育課 こども未来課 健康課
障がい等の児童生徒への特別支援教育の充実	障がい等の児童生徒へ就学の道を広め、適正で充実した学習の機会を持てるよう特別支援教育の充実を図ります。	学校教育課
障がいのある児童の子育て支援の取組みの推進	身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当、障がい児福祉手当等の制度や、利用できるサービスの案内を行います。	福祉課 社会福祉協議会 こども未来課
障がい者(児)相談支援事業所「おおき」	障がい児やその家庭への支援等について、総合的に相談できる窓口として相談支援事業所「おおき」の活動を充実させます。	福祉課 社会福祉協議会
放課後型日中一時支援事業	特別支援学校へ通学している児童等を対象に、町内で放課後型日中一時支援事業（障がい児の学童保育事業）を行います。	福祉課 社会福祉協議会
障がい児の親支援	障がい児の親同士が、気軽に語り合い、情報を交換し合える場の確保を図ります。また、親の会等を支援します。	こども未来課

(4)生活困窮家庭への支援

生活困窮家庭の子どもに対しては、いわゆる「貧困の連鎖」を断ち切るため、「福岡県子どもの貧困対策推進計画」との事業の連携を図るとともに、学校や関係機関とも連携して、学習支援や生活支援などを行います。

■一般事業

事業名	事業概要	担当課
就学援助事業	経済的理由によって小学校または中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品費・給食費・医療費等の助成を行います。	学校教育課
放課後児童クラブ利用料減免事業	低所得者世帯に対し、放課後児童クラブ（学童保育所）の対象となる児童が利用しやすいように利用料減免を行います。	こども未来課
こどもに対する医療費助成（再掲）	令和元年7月より、子どもが病気等をしたときに必要な医療が受けられるように、中学3年生まで保険診療の自己負担分を無料となるように助成しました。	こども未来課
ファミリー・サポート・センター事業利用助成（再掲）	ファミリー・サポート・センター事業を利用する場合、費用の一部助成を行い、保護者の負担軽減を図ります。	こども未来課

■福岡県からの民間委託事業(大木町民関連分)

事業名	事業概要	県の担当課
子どもの学習支援事業	生活困窮世帯の子どもを対象として、学習支援を行うとともに生活習慣の改善を図ります。(小学5年生から中学3年生まで大木町で3教室開催)	保護・援護課
高校生の就学継続のための訪問相談支援事業	生活困窮世帯の高校生が就学を継続できるよう、訪問相談支援を通じて、キャリア意識の育成と就学意識の向上を図ります。	保護・援護課
子ども支援オフィス	貧困の状況にある、又は貧困の状況に陥るおそれのある子ども及び保護者に対するワンストップかつアウトリーチ型の相談支援を行い、関係機関と連携しながら、包括的な支援を提供します。	保護・援護課
家計相談支援事業	家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導を行うことにより、早期に生活が再生されることを支援します。	保護・援護課



基本目標6 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

(1)雇用環境等の整備促進

男女がともに性別にとらわれることなく、多様な生き方ができる男女共同参画社会の考え方に基づいた取り組みを進め、誰もが仕事や家庭・地域生活に参画するとともに、多様で柔軟な働き方ができる社会を目指して事業所等に対して啓発を推進します。

また、事業主として大木町が策定する「大木町特定事業主行動計画」に定められた目標を達成するよう努めます。

■ 主な取り組み事業(大木町男女共同参画計画より抜粋)

事業名	事業概要	担当課
就労環境整備に向けた意識啓発の促進	雇用機会均等法の周知やセクシュアル・ハラスメント（性的な嫌がらせ）の禁止などの情報、並びに仕事と子育てなどの両立（ワーク・ライフ・バランス）の取り組みや推進方法等を町広報紙やホームページ、商工会を通して企業や事業所にアピールし、男女がともに働きやすい就労環境の整備を支援します。	企画課 産業振興課
育児・介護休暇制度の活用の浸透促進	企業や事業主に向けて資料の配布や関係機関への要請などで、育児・介護休業制度の活用、育児・介護における男女の共同参画・共同責任意識の浸透を促進します。	企画課
特定事業主行動計画の推進	仕事と子育ての両立が図りやすい職場づくりを町内に広めるため、特定事業主行動計画に基づき、町が率先して職員の子育てや勤務環境の整備充実に取り組む。なお、国県に準じて、常勤の町職員に育児・介護のための短時間勤務制度の導入を図ります。	総務課
地域役員等への研修会の実施	地域での男女共同参画を推進するため、リーダー的立場にある行政区長や公民館長などに対する会議開催時に、社会的性別（ジェンダー）やDV（配偶者などからの暴力）などに関する研修会を実施します。	総務課 生涯学習課

(2)男女が共に担う子育ての推進

男女の固定的役割分担意識を解消し、これまで育児や家事への参画が少なかった男性が積極的に関わり、共に子育てを担う地域づくりを推進します。

■ 主な取り組み事業(大木町男女共同参画計画より抜粋)

事業名	事業概要	担当課
仕事と子育てなどの両立（ワーク・ライフ・バランス）に関する啓発の促進	男女がともに仕事と子育てなどの両立を図り、協力して充実した職業生活と家庭生活を営んでいくことができるよう、広報紙やホームページなどを活用し、ワーク・ライフ・バランスの啓発に努めます。	企画課
男性の家庭への参画を促進	男性のさらなる、家庭内での家事分担や育児参加を図るため、男性向けの講座やセミナーなどを実施します。	こども未来課 生涯学習課
男性保護者の学校行事などへの参加の促進	子育ては男女共同の責任であるとの認識のもと、学校行事や会合への男性保護者の参加を促進します。	学校教育課

第5章 量の見込みと確保方策



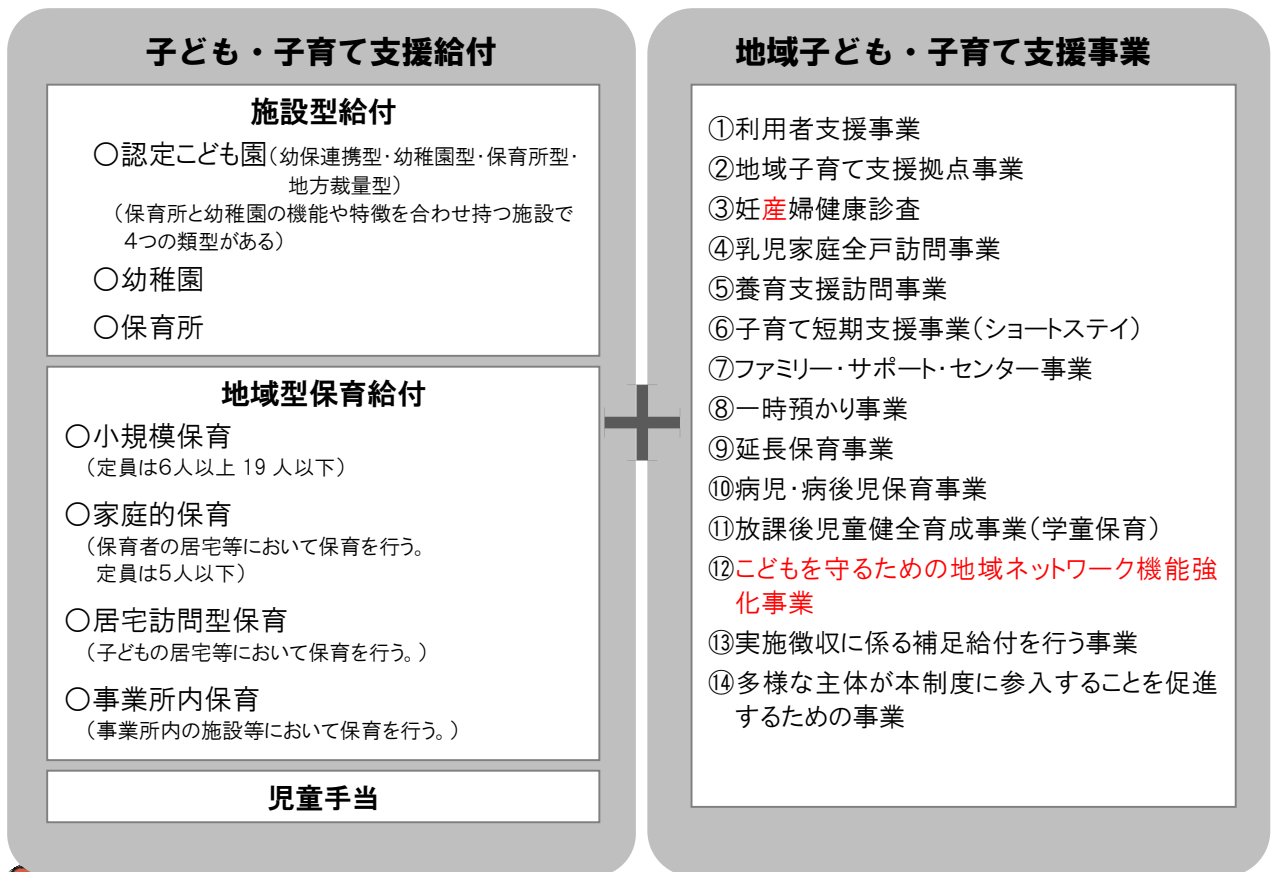
1 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（教育・保育提供区域）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育利用状況、教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して定めることとなっています。

本町においては、区域内の量の見込み、量の調整に柔軟かつ効率的に、また利用者のニーズに柔軟に対応できるように、教育・保育提供区域を1区域(全町)とします。

2 子育て支援の「給付」と事業の全体像



3 計画期間における量の見込みの算出について

(1) 推計児童数

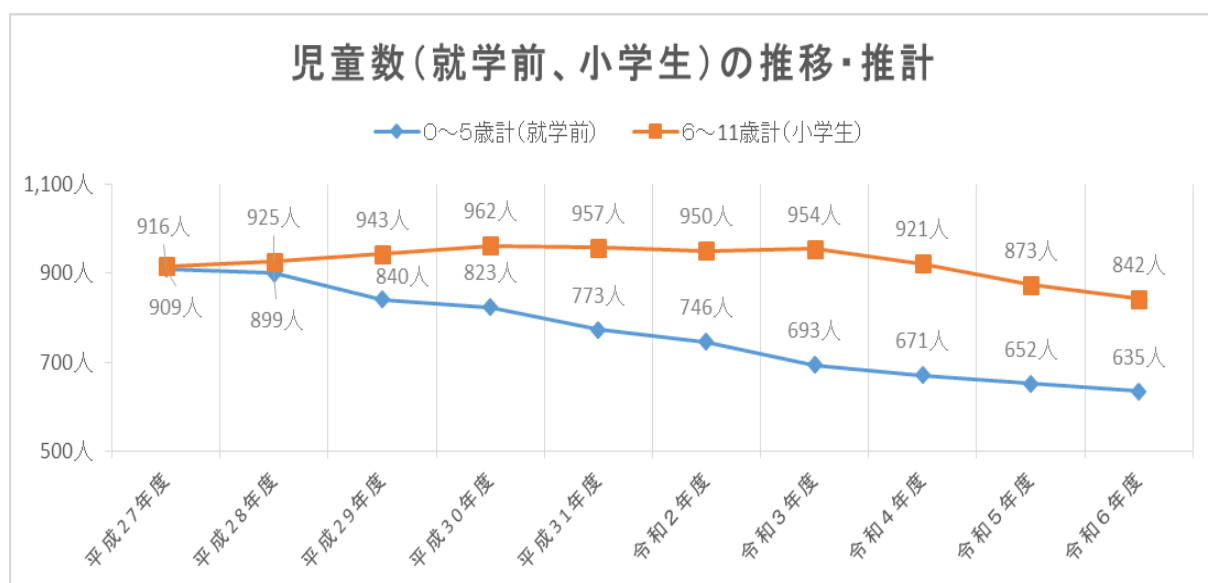
計画の策定にあたって、教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出に必要とされる0歳から11歳について、計画期間である令和2年度から6年度の人口推計を行いました。

人口推計は、平成26年から平成30年の住民基本台帳の人口実績から、コーホート変化率法により算出しました。

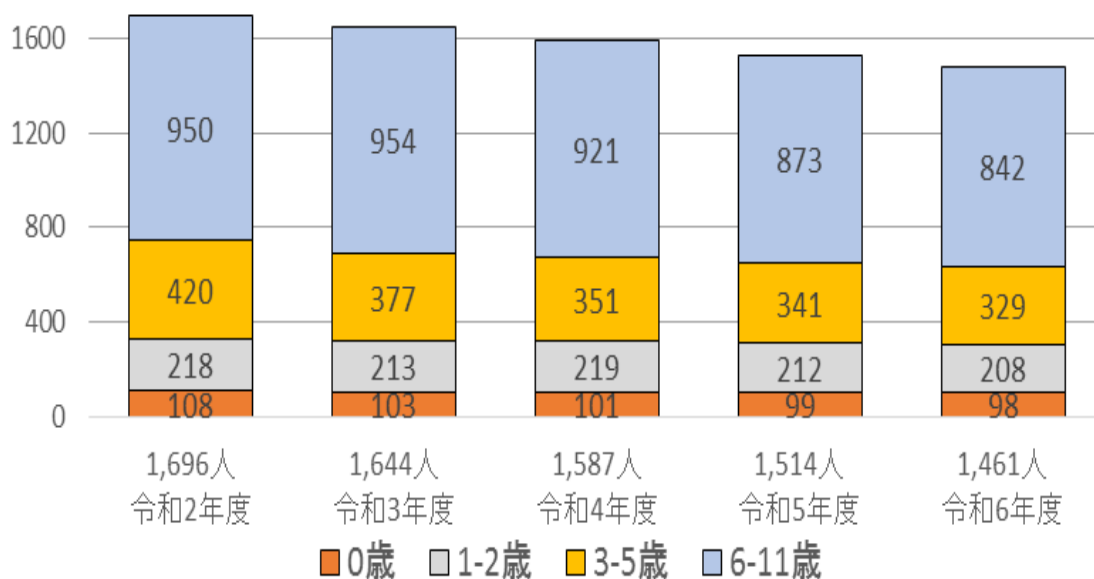
児童数（就学前、小学生）の推移・推計

（単位：人）

	各年4月1日住民基本台帳人口実績					推計人口				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	143	117	110	121	97	108	103	101	99	98
1歳	144	157	124	121	117	101	112	107	105	103
2歳	140	143	153	127	121	117	101	112	107	105
3歳	154	155	142	153	127	121	117	101	112	107
4歳	166	156	157	142	166	132	126	122	105	116
5歳	162	171	154	159	145	167	134	128	124	106
0～5歳計 (就学前)	909	899	840	823	773	746	693	671	652	635
6歳	162	161	169	151	154	141	163	130	124	120
7歳	145	164	161	176	153	156	143	165	132	126
8歳	165	149	162	162	173	152	155	142	164	131
9歳	138	165	148	160	164	173	152	155	142	164
10歳	148	136	166	149	162	166	175	154	157	144
11歳	158	150	137	164	151	162	166	175	154	157
6～11歳計 (小学生)	916	925	943	962	957	950	954	921	873	842
児童数合計	1,825	1,824	1,783	1,785	1,730	1,696	1,647	1,592	1,525	1,477



児童数（就学前、小学生）の構成年齢推計



児童数（就学前）の構成年齢推移・推計（再掲）

年齢	H30年度 (実績)	H31年度 (実績)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
0歳	121人	97人	108人	103人	101人	99人	98人
1～2歳	248人	238人	218人	213人	219人	212人	208人
3～5歳	454人	438人	420人	377人	351人	341人	329人
合計(0-5歳)	823人	773人	746人	693人	671人	652人	635人

4 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 保育の必要性の認定について

「子ども・子育て支援法」では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を行う仕組みとなっています。

■認定区分と提供施設

支給認定区分	年齢	保育の必要性	教育・保育時間	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間(概ね4時間)	・幼稚園 ・認定こども園(幼稚園部分)
2号認定	満3歳以上	あり	保育標準時間(11時間以内) 保育短時間(8時間以内)	・保育所 ・認定こども園(保育所部分)
3号認定	3歳未満	あり	保育標準時間(11時間以内) 保育短時間(8時間以内)	・保育所 ・認定こども園(保育所部分) ・地域型保育事業

(2) 各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策

		令和2年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼稚園	保育所等	0歳	1、2歳
① 量の見込み		66人	354人		48人	174人
	他市町村の子ども	15人	0人	0人	0人	0人
② 確保方策	特定教育・保育施設 (認定こども園・保育所・幼稚園)	75人	314人		40人	148人
	確認を受けない幼稚園	0人				
	特定地域型保育事業				3人	9人
	その他の施設	0人	0人		0人	0人
	他市町村で確保	15人	40人		3人	20人
	計	90人	354人		46人	177人
②-①		9人	0人		▲2人	3人

		令和3年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼稚園	保育所等	0歳	1、2歳
① 量の見込み		59人	318人		47人	173人
	他市町村の子ども	15人	0人	0人	0人	0人
② 確保方策	特定教育・保育施設 (認定こども園・保育所・幼稚園)	75人	314人		40人	148人
	確認を受けない幼稚園	0人				
	特定地域型保育事業				3人	9人
	その他の施設	0人	0人		0人	0人
	他市町村で確保	15人	35人		3人	20人
	計	90人	349人		46人	177人
②-①		16人	31人		▲1人	4人

		令和4年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼稚園	保育所等	0歳	1、2歳
① 量の見込み		55人	296人		47人	180人
			58人	238人		
	他市町村の子ども	15人	0人	0人	0人	0人
② 確保方策	特定教育・保育施設 (認定こども園・保育所・幼稚園)	75人	314人		40人	148人
	確認を受けない幼稚園	0人				
	特定地域型保育事業				3人	9人
	その他の施設	0人	0人		0人	0人
	他市町村で確保	15人	25人		3人	20人
	計	90人	339人		46人	177人
②-①		20人	43人		▲1人	▲3人

		令和5年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼稚園	保育所等	0歳	1、2歳
① 量の見込み		54人	287人		47人	176人
			56人	231人		
	他市町村の子ども	15人	0人	0人	0人	0人
② 確保方策	特定教育・保育施設 (認定こども園・保育所・幼稚園)	75人	314人		40人	148人
	確認を受けない幼稚園	0人				
	特定地域型保育事業				3人	9人
	その他の施設	0人	0人		0人	0人
	他市町村で確保	15人	25人		3人	20人
	計	90人	339人		46人	177人
②-①		21人	52人		▲1人	1人

		令和6年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼稚園	保育所等	0歳	1、2歳
① 量の見込み		52人	277人		47人	175人
			54人	223人		
	他市町村の子ども	15人	0人	0人	0人	0人
② 確保方策	特定教育・保育施設 (認定こども園・保育所・幼稚園)	75人	314人		40人	148人
	確認を受けない幼稚園	0人				
	特定地域型保育事業				3人	9人
	その他の施設	0人	0人		0人	0人
	他市町村で確保	15人	25人		3人	20人
	計	90人	339人		46人	177人
②-①		23人	62人		▲1人	2人

【確保の内容】

1号認定

○教育（幼稚園）の定員数については、大木光の子幼稚園（幼稚園型認定こども園）において令和元年度現在、75名（大木光の子幼稚園）の提供体制があり、現在は他市町村からの利用と他市町村施設への利用がほぼ同数の状況となっている。令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により保護者の就労率も上がり、2号認定で幼稚園等の利用希望が高くなる予測により量の見込みについては推計を行っています。

2号認定

○2号認定の通常保育事業（幼稚園・保育所等）の町内5保育所等（認定こども園含む）の利用定員数については、314名の提供体制があり、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化時点でも3～5歳のほぼ100%が入所しており、町外の保育園にも協力をいただくことで量の見込みは確保することが可能です。今後は、出生数の減少傾向となり3～5歳の対象人口が予測され、総数で利用定員を下回る想定に備えて町内施設の十分な活用を図るとともに3号の利用割合の増加が見込まれることへの柔軟な対応に努めます。

3号認定

○3号認定の通常保育事業（保育園等）の町内5保育所等（認定こども園含む）、1小規模保育所の利用定員数については、200名の提供体制、及び町外の保育園にも協力をいただきますが、0歳の量の見込みの確保が若干不足する状況です。

○3歳未満児の受け入れ希望につきましては、出生数は減少傾向にあるものの利用希望割合が年々増加傾向にあるため、結果的に量の見込みはほぼ横ばいと予測しており、2号認定の量の見込みの予測の減少と総合的に判断して、町内各施設と各利用定員を調整し、状況によっては2号、3号の利用定員の見直し等を検討することで、見込みに対する提供体制の確保に努めます。



5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

基本型：子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育園等での教育・保育や一時預かり、学童保育等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、相談や情報提供等の支援を身近な場所で行う事業。

母子保健型：保健師等の専門性を活かした相談支援を行い、母子保健を中心としたネットワーク、医療機関等につなげる事業

【量の見込みと確保方策】

(基本型・特定型)	令和元年度 現状	実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	2か所	2か所	3か所
確保方策		1か所	1か所	2か所	2か所	3か所

※令和元年度までは基本型、令和2年度から基本型+母子保健型

【確保の内容】

- 利用者支援事業については、利用者が円滑に施設や子育て支援サービスを受けることができるように、子育て支援センターに専任の保育コンシェルジュ（利用者支援員）を配置しています。また、子育て世代包括支援センターの設置により基本型と母子保健型を連携し実施していくことで、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保できている状況ですが、利便性を高めるために各校区コミュセン等での事業拡大も必要となる。

(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

子育て中の親子が気軽に利用し、親子で一緒に遊んだり、交流を通じて仲間づくりができる場を提供するとともに、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

【量の見込みと確保方策】

	平成30年度 実績	実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	154組（人回）	300組（人回）	300組（人回）	320組（人回）	330組（人回）	340組（人回）
確保方策		300組（人回）	300組（人回）	320組（人回）	330組（人回）	340組（人回）

*人回：月間の利用組数×利用回数

※量の見込みは、実績を勘案して算出。

【確保の内容】

- 子育て支援拠点事業については、子育て支援センターにて「にこにこ広場」等を実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保できている状況ですが、利便性を高めるために各校区コミュセン等での拠点拡大も必要となる。

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中、必要に応じて医学的検査を実施する事業（当該事業は医療機関等で実施しており、その費用の一部を町が助成）

【量の見込みと確保方策】

	平成30年度 実績	実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（年間）	165人	1,512人回	1,442人回	1,414人回	1,386人回	1,372人回
確保方策		実施場所：福岡県内の医療機関 実施時期：妊婦届出～出産				

※量の見込みは、出生数の推計値と受診券回数を勘案して算出。

【確保の内容】

○妊婦健診事業については、福岡県内の医療機関で実施しています。平成30年度の実施率はほぼ100%となっており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保できている状況です。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

概ね生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や乳児とその保護者の心身の状況、養育環境等の把握を行う事業

【量の見込みと確保方策】

	平成30年度 実績	実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（年間）	107人	108人	103人	101人	99人	98人
確保方策		実施体制：保健師、保育士等 実施機関：健康課、こども未来課				

※量の見込みは、出生数の推計値。

【確保の内容】

○乳児家庭全戸訪問事業については、保健師、保育士等が乳児のいる家庭の自宅訪問を行っており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保できている状況です。

○平成30年度の実施率は100%となっており、今後引き続き全戸訪問（100%）を目指します。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭（妊婦も含む）に対して、その家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

【量の見込みと確保方策】

	平成30年度実績	実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（年間の実人数）	40人	50人	50人	55人	55人	60人
確保方策		実施体制：保健師、保育士等 実施機関：健康課、こども未来課				

【確保の内容】

○子育て環境の変化等により、養育支援が必要な家庭が増加傾向にあります。保健師等の専門職のマンパワーには限界があるので、主任児童委員、子育てサポーター等との協力体制を図っていきます。

(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病やその他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う必要な保護を行う事業

【量の見込みと確保方策】

	平成30年度実績	実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（年間）	0 (町外福祉施設1か所)	1人日	1人日	1人日	1人日	1人日
確保方策		1人日	1人日	1人日	1人日	1人日

【確保の内容】

○ショートステイ事業については、町外の児童福祉施設（1か所）で実施していますが、本町では、平成30年度まで利用実績はありません。今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保することが可能です。

(7)ファミリー・サポート・センター事業(小学生)

子育てに関して「援助を受けたい人」と「援助をしたい人」が会員登録をし、子どもの送迎や一時的な預かり等、子育てについて助け合いを行う事業で、会員間の連絡、調整等を行う事業

【量の見込みと確保方策】

	実績		実施時期				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（週間）	0件	0件	5件	10件	15件	20件	30件
確保方策			5件	10件	15件	20件	30件

【確保の内容】

○久留米市広域（久留米市、うきは市、大刀洗町、大木町）にてファミリー・サポート・センター事業（平成30年度の会員数：おねがい会員22名・みまもり会員12名・どっちも会員1名）を実施しており、町内のみまもり会員数が少ないことや利用料の課題もあり利用が伸びない状況。令和元年度にみまもり会員養成講座開催し、利用料の見直しも検討して対応していきます。なお、援助を受けたい会員がもっと利用しやすいように、現在の広域利用の仕組みから今後の単独実施への移行を目指します。

(8) 一時預かり事業

① 幼稚園の預かり事業（在園児）

幼稚園において、通常の教育時間の前後や、土・日・長期休業期間中に行う預かり保育事業

【量の見込みと確保方策】

	平成30年度実績	実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（年間）	1,100人日	1,200人日	1,200人日	1,200人日	1,200人日	1,200人日
1号認定利用		1,200人日	1,200人日	1,200人日	1,200人日	1,200人日
2号認定利用		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
確保方策		1,200人日	1,200人日	1,200人日	1,200人日	1,200人日

* 人日：幼稚園における在園児の利用児童数（実績による推計）×希望日数（年間）

【確保の内容・今後の方向性】

○大木光の子幼稚園（認定こども園）において、実施します。

② その他の一時預かり事業（一時預かり事業、トワイライトステイ事業、ファミリーサポートセンター事業）

一時預かり事業（在園児対象型を除く）とは、保護者の育児疲れの解消（リフレッシュ）、あるいは緊急の用事（冠婚葬祭や病気等）の理由で、家庭での保育が一時的に困難な場合に、保育園や地域子育て支援センターその他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

【量の見込みと確保方策】

	平成30年度実績※	実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（年間）	200	211人日	231人日	246人日	281人日	291人日
確保方策		211人日	231人日	246人日	281人日	291人日

※以下の事業の合計値です。

一時預かり事業：保育園（4園）（※大溝保育園の休日保育を含む）

その他の一時預かり事業：子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター事業、トワイライトステイ事業

【確保の内容】

- 一時預かりについては、町内の保育園（4園）と子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター事業（広域利用）、町外の児童福祉施設（1施設：トワイライトステイ事業）にて実施しています。
- 今後の量の見込みに対する提供体制は、一時預かり事業は十分に確保できている状況です。
また、その他の一時預かり事業では、ファミリー・サポート・センター事業の単独実施への移行を目指します。

(9) 時間外保育(延長保育)事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園で保育を行う事業

【量の見込みと確保方策】

	平成30年度実績	実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（年間）	120人	120人	125人	125人	130人	130人
確保方策		120人	125人	125人	130人	130人

※「量の見込み」は、保育園等での延長保育を希望している子どもの実人数の実績による推計

【確保の内容】

- 延長保育事業については、平成30年度現在、町内保育園、認定こども園、小規模保育所で早朝及び夕方の延長保育を実施しており、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保することが可能です。
- 延長時間をこえるお迎えもみられるため、今後対応を検討していきます。

(10) 病児・病後児保育事業

子どもが病気の際、保護者の就労等により自宅での保育が困難な場合、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、保育士、看護師等が一時的に保育をする事業

【量の見込みと確保方策】

	平成30年度実績	実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（年間）	94人日（広域利用※）	100人日	110人日	115人日	120人日	125人日
②確保方策		100人日	110人日	115人日	120人日	125人日

※広域利用→（筑後市）の病後児保育事業の年間利用日数（22人日〈実人数11人〉）
（久留米市）5か所の実施施設のうち3か所の年間利用日数（72人日）
将来は利用施設の拡大が見込まれる。

【確保の内容】

- 病児・病後児保育事業については、筑後市及び久留米連携中枢都市圏の広域利用により実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は確保できています。

(11) 放課後児童健全育成事業(学童保育)

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後、遊びや集団生活の場を提供し、放課後の児童の安全確保や健全育成を図る事業

【量の見込みと確保方策】

	令和元年度 実績※	実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	307人	309人	332人	334人	332人	327人
低学年	266人	260人	280人	276人	272人	256人
高学年	41人	49人	52人	58人	60人	71人
② 確保方策		300人	300人	300人	300人	300人

※令和元年7月1日の現状：3校区の実績合計307人（大溝：165人、木佐木：91人、大莞：51人）

【確保の内容、今後の検討の方向性】

○量の見込み数については、過去3年間の実績を参考にするとともに人口推計に利用率の伸びを勘案しています。令和7年度以降の人口推計では出生数の減少により確保方策（3つの学童保育所の利用定員）を下回る推計となっております。

○確保方法については、3施設の整備が完了し、各学童の床面積と支援員の確保により利用定員の約110%の弾力的入所が可能と考えられますので調整し確保に努めます。

また、国の「新・放課後子ども総合プラン」では学校施設を活用した放課後子供教室や余裕教室等の活用が望ましいとされていることから確保方策が不足する状況に応じて学校施設の活用による確保に努めます。

(12) その他

【量の見込みと確保方策】

子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

	令和元年度 現状	実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	実施する	実施する	実施する	実施する	実施する	実施する
確保方策						

○児童虐待の早期発見、予防のため要保護児童対策地域協議会等ネットワークを構築し、地域とともに子どもたちを守っていきます。

実費徴収に伴う補足給付事業

	令和元年度 現状	実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	実施する	実施する	実施する	実施する	実施する	実施する
確保方策						

○生活保護世帯等の特定教育・保育を利用する際の教材費等実費徴収分の補助を行います。

多様な主体の参入促進事業

	令和元年度 現状	実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	実施しない	実施しない	実施する	実施する	実施する	実施する
確保方策						

○認定こども園でも障がい児等の受入れに係る費用の補助を行います。

第6章 計画の推進体制



1 計画推進における基本的な考え方

(1) 計画の進捗状況の管理及び評価

本計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境等様々な分野にわたっています。

このため、こども未来課が中心となり、関係課、関係機関・団体などと連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

本計画に基づく施策を推進するため、庁内の推進体制として、年度ごとに計画の進捗状況を把握し、施策・事業の充実や見直しについて協議を行うことにより、本計画の円滑な推進に努めます。

また、学識経験者、地域福祉団体や認定こども園、保育園、学校、PTA等の代表者及び公募の委員等で構成する「大木町こども未来会議」において、その進捗管理・評価を行い、本計画に基づく施策・事業について実効性をもって推進していくこととします。

(2) 計画の進行管理

本計画の進行管理は、計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、改善（Action）といった一連のPDCAサイクルに基づき、その進捗状況を管理していきます。

2 町民、関係機関・団体との連携

(1) 町民参加・参画の促進

社会全体で子育てを支援するためには、町民や企業、関係団体の理解と協力なくしては実現できません。計画について広報等により町民等の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進、住民参加型のサービスの検討など、町民等による地域ぐるみでの取り組みを支援し、子育て環境づくりに町民参加・参画を推進します。

(2) 町民や関係団体との連携

地域での子育て支援のためには、町民、認定こども園や保育園、学校、その他子育てに関わる関係団体や関係機関、行政などがパートナーシップの視点で連携することが不可欠です。

本計画の推進にあたっては、庁内の関係課をはじめ、関係機関・団体などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら事業を調整し推進します。また、家庭・地域・保育園・認定こども園・学校・企業・行政それぞれが子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに力を合わせながら、子育て支援に関わる様々な施策の計画的・総合的な推進に取り組みます。

(3) 地域の人材の確保・養成と連携

多様化する子育てニーズに対応するため、保育士、教員など子育てに関わる専門職員だけでなく、ボランティアなど地域で子育てを支援する幅広い人材の確保・養成に努めます。

資料編

1 町内の保育園、認定こども園等の状況

(1) 町内保育園の状況

(各年3月1日現在)

保育園名	公・私	定員	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
大溝保育園	公立	110	138	136	130	129
大莞保育園	私立	90	101	110	111	108
三島保育園	私立	150	165	159	133	134
木佐木保育園	私立	60	74	75	76	75
計		410	478	480	450	446

(2) 年齢別保育園入所児童の推移

年齢別 年度	0歳児		1歳児		2歳児		3歳児		4歳児		5歳児		計	
	4/1	3/1	4/1	3/1	4/1	3/1	4/1	3/1	4/1	3/1	4/1	3/1	4/1	3/1
平成27年度	18	47	62	65	72	81	86	86	104	104	94	95	436	478
平成28年度	13	43	78	78	75	75	90	90	90	88	107	106	453	480
平成29年度	19	47	55	57	86	87	81	82	91	90	89	87	421	450
平成30年度	13	44	62	66	66	69	93	93	85	84	91	90	410	446
令和元年度	15	44	65	66	71	73	70	72	99	100	84	84	404	439

※数字には、広域受託は含まない。

(3) 認定こども園の状況

平成31年3月1日現在

施設名	定数	認定区分	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
幼稚園型認定こども園 大木光の子幼稚園	75	1号認定		6	20	14	20	60
	56	2号認定			18	24	21	63
	24	3号認定	8	17				25

(4) 特定地域型保育の状況

平成31年3月1日現在

施設名	定数	0歳児	1歳児	2歳児	計
小規模保育事業（B型） たんぼぼ園	12	4	6	1	11

2 町内の小・中学校の状況

(1) 各小学校及び学年別児童数

各年 5月1日現在

年度	学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
平成27年度	大溝小学校	76	76	80	72	70	75	449
	木佐木小学校	53	45	51	41	58	52	300
	大莞小学校	30	22	29	19	18	22	140
平成28年度	大溝小学校	93	81	77	82	71	72	476
	木佐木小学校	40	52	46	50	41	57	286
	大莞小学校	24	31	25	28	20	19	147
平成29年度	大溝小学校	88	92	83	75	84	71	493
	木佐木小学校	57	40	50	48	55	43	293
	大莞小学校	28	25	29	24	27	20	153
平成30年度	大溝小学校	80	89	92	81	75	82	499
	木佐木小学校	40	60	42	52	48	55	297
	大莞小学校	31	28	27	28	24	27	165
令和元年度	大溝小学校	71	80	88	92	81	75	487
	木佐木小学校	60	42	58	43	52	50	305
	大莞小学校	20	31	28	27	28	24	158

(2) 各小・中学校児童数の推移

各年 5月1日現在

年度	小学校児童数	中学校児童数			
	総数	1年	2年	3年	総数
平成27年度	889	134	132	140	406
平成28年度	909	154	133	132	419
平成29年度	939	143	161	135	439
平成30年度	961	130	144	158	432
令和元年度	950	161	132	144	437

(3) 学童保育所入所児童の推移

各年 7月1日現在

年度	大溝学童	木佐木学童	大莞学童	合計
	なかよしキッズ	太陽のいえ	元気っ子クラブ	
平成27年度	76 (22)	64	46 (8)	186 (30)
平成28年度	116	58	43	217
平成29年度	158	66 (18)	43	267 (18)
平成30年度	165	67 (13)	54	286 (13)
令和元年度	165	91	51	307

※ () は、長期休暇のみ児童数

3 大木町こども未来会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項及び第3項の規定に基づき、大木町こども未来会議（以下「こども未来会議」という。）の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するため、こども未来会議を置く。

(組織)

第3条 こども未来会議は、委員16人以内をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に従事する者
- (3) 学識経験者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けたときは、町長は、補欠による委員を委嘱又は任命することができる。

4 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 こども未来会議に会長1人、副会長1人を置き、委員が互選した者をもって充てる。

2 会長は、こども未来会議を代表し、議事の進行及び整理を行う。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 こども未来会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、最初の会議については、町長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、有識者又は関係者の会議への出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第6条 こども未来会議の庶務は、こども未来課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

4 こども未来会議委員

	役 職 等	氏 名
学識経験者	九州大谷短期大学講師 大木町議会委員（文教厚生委員）	永 山 寛 野 口 裕 子
関係団体等	大木町保育協会（大莞保育園長） 大木光の子幼稚園長 大木町小学校長会（木佐木小学校長） 大木町学童保育所（大溝校区学童保育主任） 大木町社会福祉協議会会長 大木町民生・児童委員協議会 大木町シルバー人材センター事務局長	塚 本 泰 有 荒 巻 美由紀 栗 原 茂 雄 松 竹 よね子 眞 邊 泰 則 鎌 田 恵美子 猿 渡 知 子
保護者	大莞小学校 PTA 会長 大木光の子幼稚園保護者会長 子育て支援センター利用者代表	大 藪 耕 士 納 戸 亜希子 池 口 直 美
町民（公募）		石 川 千 恵
行政	生涯学習課長	野 田 昌 志

※事務局

こども未来課長	内 藤 智 之
子育て支援係長	砂 川 幸
大溝保育園主任保育士	川 村 多摩紀
学校教育課	池 田 隆

5 大木町こども未来会議の開催経過

	開催日時	議題
第1回	令和元年9月25日	①現在の次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画について ②大木町の現状について ③第二期計画の作成について ④ニーズ調査報告について
第2回	令和元年11月12日	①次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画の位置付け ②計画の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・第3章 計画の基本的な考え方 ・第5章 量の見込みと確保方策 ・第4章 計画の内容（平成30年度進捗）
第3回	令和2年1月16日	①子ども・子育て支援事業計画の全体 ②子育て世代包括支援センター（概要）について ③子どもの貧困対策について
第4回	令和2年3月上旬送付 （感染症予防のため）	①パブリックコメントの結果について ②福岡県からの子ども・子育て支援事業計画に対する意見書について ③計画の策定（最終）確認について